

『宝曆～安政期における佐賀藩財政の分析』(2)

長 野

暹

はじめに

一、史料吟味

二、「宝曆十年御物成并銀御遣方大目安」の分析

三、宝曆～安政期における「御物成并銀御遣方大目安」の分析

Ⅰ、銀収支の状況

Ⅱ、米収支の状況

Ⅲ、米販売と年貢米との関連……(以上前号)

四、銀米遣方の趨勢……(以下本号)

Ⅰ、時期別動向

Ⅱ、江戸、大坂、京都、深堀、長崎各役方における銀米遣料の状況

Ⅲ、繰越銀米について

五、売米量増加の要因

Ⅰ、明和安永期について

Ⅱ、文化文政期について

Ⅲ、銀主への対応形態

六、銀米増徴の様相

七、米筥(藩札)発行とその影響

Ⅰ、米筥発行の経緯

Ⅱ、米筥増発とその矛盾

(長野)

四、銀米遣方の趨勢

I 時期別動向

図工にみたように、佐賀藩財政収支を宝暦期から安政期にかけてみた場合、その画期として、支出が増加したのが明和安永期と文化文政期であった。特に文化文政期の支出増加は著しく、明和安永期の倍近くになっている。このような支出増加が何に由来するかは後にみるところであるが、ここでは、いわゆる化政期が佐賀藩財政にとて最も深刻な時期であった、ということの確認だけにとどめておこう。

ところで、すでにみたように銀支出は、その内容において借銀返済費、買入米代銀の占める割合が大きく、両者を合

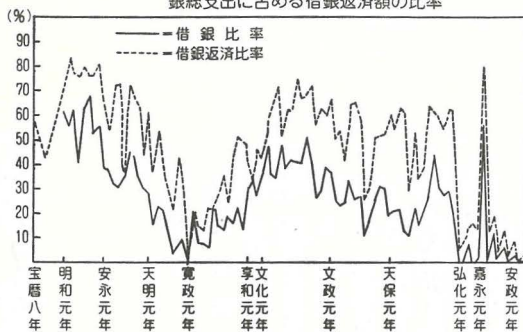
わすれば、銀支出総額の六〇〜七〇%の比率を占める時期が多かった。銀支出総額に対する借銀返済費の各年度における割合を図示すれば、図XIのようである。また図XIには、銀総収入に対する借銀の占める比率も示しているが、これらによれば、借銀率よりも、借銀返済率の方が大きいことがうかがえる。

明和期においては、銀総収入に対する借銀の占める比率はほぼ六〇%台である。これに対して借銀返済額の銀総支出における比率は八〇%近くである。

安永期から天明期にかけては借銀率は低下し、天明後期から寛政中期においては一〇%以下になっている。これに対して、借銀返済費の比率も低下しているが、それが借銀率を上廻るといふ傾向は変わらない。

享和期から文化期にかけては、再び銀総収に対する借銀率が高まるが、

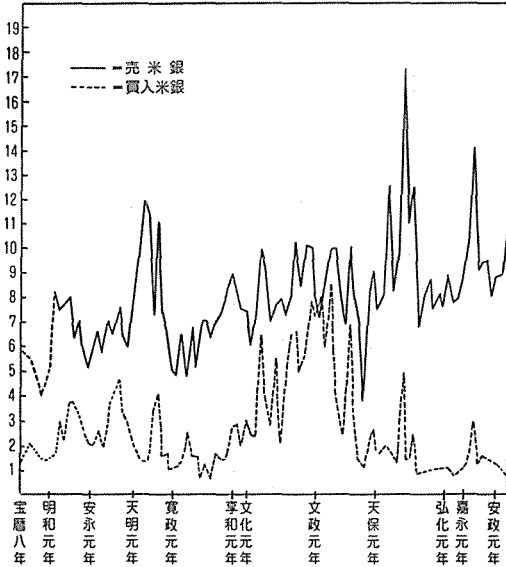
図XI 借銀収入に占める借銀額の比率および
借銀返済に占める借銀返済額の比率



それは四〇%台であり、明和期よりも銀収入に対する比率は低くなっている。これは藩の銀収入増加策による諸益銀徴収、人別銀・石掛銀米の賦課、献銀米の強徴収などによって銀収入がふえたことや別会計よりの銀補填によって歳入において変化があったためである。この傾向は文政期以降も続き、借銀率は文政期で二〇%台、弘化・安政期は一〇%台になっている。

以上のような借銀率の変動に対して、借銀返済費の占める割合は、安永・天明期は減少、寛政・文化初期は増加という傾向を示めず。しかし文化中期から天保期にかけては、借銀率のように、その比率が低くなっていない。文化中期では、ほぼ七〇%、文化後期から天保末期にかけては五〇〜六〇%台が多い。このように、銀支出においては、借銀返済

図XII 売米銀・買入米銀の変化 (単位 千貫)



(長野)

費の占める割合が大きいが、これは銀支出の大半が借銀関係で占められていたことを意味し、銀支出の面でも借銀の問題がきわめて重要な要素を持っていたのがわかる。しかしながら、「御物成并銀御遣方大目安」では、借銀額とその返済額は記帳されているが、借銀でえた銀がどのように使われたかを記していないので「大目安」のみからは、その支出内容が検討できない。

次に、銀収支の中で重要な役割をもつ売米代銀と買入米代銀との関連を検討しておこう。

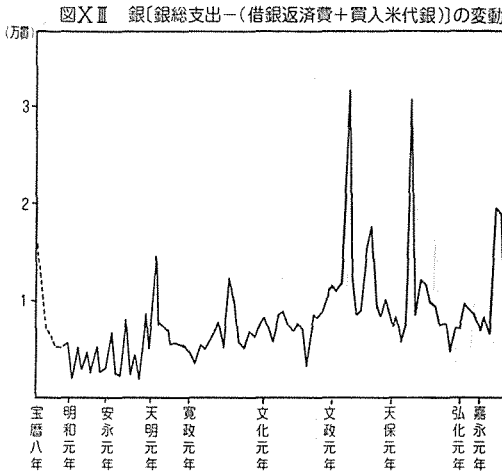
図XIIIは、売米代銀と買入米代銀を宝暦期から安政期にかけてみたものである。

売米代銀は、天明期および天保期にかなりの額になっ

ている。天明期において最も売米代銀が多いのは、天明三年であり、それは銀一万二千貫余りである。天保期はで天保七年が銀一万七千貫であり、これは宝暦期から安政期にかけて最も多額である。⁽¹⁾

しかしながら、文化文政期においても売米代銀は多額であり、銀一万貫以上になっているのが、文化十一年、同十三年、同十四年、文政四年、同五年、同八年と六カ年もある。明和安永期と寛政期が銀六千貫から七千貫であったことからすれば、これらの年はかなりの売米代銀であったことがしれる。

売米代銀のこのような状況に対して、買入米代銀は、文化文政期に多く支出されていて、ほぼ銀六千貫以上の買入米代銀である。一方文化文政期以外の時期は、その殆んどが銀四千貫以下である。これからして、文化文政期は、米買入



れのために、多額の出費をせざるをえなかった事態にあったことがうかがえる。これは、文化文政期において、売米代銀と買入米代銀との差が余りないことから、文化文政期は米確保に迫られ、そのため多額の買入米代銀を支出していると、みなされることからしても明らかであろう。

以上は、銀支出のなかでかなりの比率を持つ借銀返済費および買入米代銀を、借銀額と売米代銀との関連のもとに検討したものであるが、銀支出の中で、借銀返済費および買入米代銀を除いた銀支出の状況を、次にみておこう。この費用は藩政一般に要する経費であるが、宝暦期から安政期にかけての変化を图示すれば、図XⅢのようである。

図XⅢからもうかがえるように、宝暦期から安永末期にかけて

は、ほぼ五千貫以下である。これが天明期以降になると増加している。天明寛政期においては、五千〜七千貫台であり、文化期は、七千〜一万貫台に達し、文政期には一万貫から一万一千貫になっている。しかしながら、天保〜嘉永前期には減少し、七千貫から一万貫となっている。しかし、嘉永後期からは再び増加し、一万貫から二万貫という状況にある。

藩財政において銀総支出額から借銀と買入米代銀を控除した銀額は、このように文政期には、明和〜天明期に比べて倍近い額になっている。文化期から増加し始めた銀支出が文政期において更にふえていることがうかがえる。このため、天保期には、銀支出を削減せざるをえなくなり、それは天保期以降の藩政改革の過程で実行され、次第にその効果が銀支出の面でも現われた、ということが出来よう。嘉永期以降の銀支出増加は、対外関係が緊迫化したなかでの藩政の対応を反映したものであるとみなしえる。

ところで、図XIIIには、文政四年と天保五年が著しい銀支出増になっている。文政四年では、銀総支出から借銀返済銀と買入米代銀とを控除した残銀は三一、七四七貫、天保五年は三〇、六七三貫である。この額は平均的銀支出の三〜四倍におよぶものである。支出増加の要因は、次のようなことに由来する。

文政四年の「大目安」には、臨時支出項目のなかに

一 銀壹万九千八百四拾三貫四百四拾四匁三分

但米箒御改法ニ付御遣出米箒引替用渡方前

との記述がみられる。

これによれば、後述のように米箒（藩札）総引あげ政策がとられた文政四年に、その仕法引替用銀として銀二万貫近くが支出されたことがうかがえる。この米箒引替用銀が支出されたために、文政四年は銀支出費が著しく増加したことが判明する。

また天保五年の支出増加は、同年の「大目安」によれば、借銀返済費、買入米代銀の他に大きな支出項目として

正銀壹万七千六百拾三貫七百貳拾三匁七分

一定銀六千九百拾八貫九百三匁五分

米三万千百拾九石八斗壹升九合

但引分方渡

というのがある。

引分方とは「但銀米藏儲又引分方引付其外納」と歳入項目には屢々みられるように、財政補填のために銀や米が支出されるが、これに関する役方である。

引分方より歳入に計上された銀米は、再び引分方に返納されることがあった。天保五年には、従来引分方より財政補填用として支出されてきた銀米を返納したので、このため多額の一般会計の銀支出増という結果になっている。

以上、銀支出上で借銀返済費と買入米代銀を除いた銀額の支出状況をみたが、文化文政期において、この銀支出が増加していた。

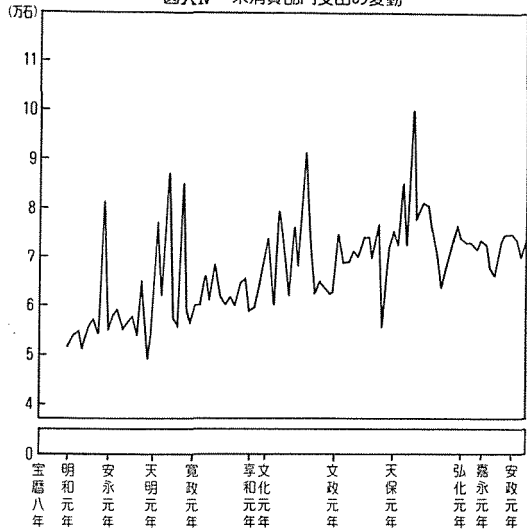
ところで、銀部門では、このような傾向を示めすが、米支出部門においてはどうか。

すでにみたように、「大目安」では、米支出の記帳の方法が米販売量と不足米を差引いた量が米会計における一般支出となっていた。この意味では米販売を除いた藩政一般用の米支出である。そしてこの部門を米消費部門支出と呼ぶとすれば、この米支出の状況は図XIVのようである。

米支出は、明和期より増加し、安永期においても、この傾向は続き、天明期に至って飛躍的な支出増になっている。

しかしながら、天明期は支出の増減が激しい。一方寛政期は、明和安永期に対して約五千石の増加であるが、支出変動は余りない。そして、文化期になると明和安永期より約一万石増えているが、天明期と似て支出量の変動が多い。ま

図XM 米消費部門支出の変動



目に大量の米が支出されている。

明和七年では、郷村田方作付用に藩が貸与していた拝借米を棄捐したために、それを支出として計上したもので、約三万石におよんでいる。天明二年は、寛延三年より明和九年までの二十三年間に銀米引分方に代って諸役方に支出された銀米のうち、まだ諸役方から返納されていない銀八千貫、米一万一千石を返済免除としたため生じた支出である。天明四年においては、銀三五四貫、米三万五千石余が、「諸役滞銀米引分方引付之内渡方前」として出されている。また天明七年は、米二万石余が「大坂浜方売過米」として支出されている。大坂米穀市場における過分な売米より生じた欠

(長野)

た文政期では支出がふえ、七万石台になっているけれども支出変動は少ない。天保期では文政期よりも約五千石更に支出増になっている。しかし天保後期には、これが減少に転じている。弘化期から安政期にかけては、七万石から七万五千石の支出で支出は余り変動していない。

図XIVより以上のような動向がうかがえるが、明和安永期に対して、米支出がそれ以後の時期において、増加していることは、藩政上で各役方の経費がふえていったことを示すものである。

図XIVから、前年度に比べて米支出が著しくふえているのが明和七年、天明二年、同四年、同七年、文化二年、同四年、同九年、天保五年である。各年度における支出増加の要因を「大目安」で検討すると、表IIIに示めたような項

(七)

表Ⅲ 米支出増加の内訳

年	額	支 出 理 由
明和7年	銀 7貫189匁 米 29,471石5斗9升5合	三根養父并諸郷田作方為相続拜借被差出置候処、御改正ニ付而被差拾旨乞筈前渡
天明4年	銀 8,123貫262匁2分 米 11,710石9斗6升1合	寛延三午從十月明和九年辰九月迄諸筋江取替ニして被差出置候銀米引分方出替を以年々向送り相成居候処依御吟味出切ニ被仰付候
天明7年	米 20,759石1斗9升5合	大坂浜方売過米
文化2年	銀 892貫95匁9分 米 13,640石7斗7升7合	江戸元ノ方其外跡役内御遺料不足相立候ニ付乞筈前渡
文化4年	銀 1,368貫31匁 米 15,069石6斗4合	江戸元ノ方其外跡役内御遺料不足相立候ニ付乞筈前渡
文化4年	米 23,846石1斗5升1合	未ノ申大坂上米御遺料不足相立候ニ付乞筈前渡
天保5年	正銀 17,613貫723匁7分 定銀 6,918貫903匁5分 米 31,119石8斗1升9合	引分方渡

(長野)

各年の「御物成并銀御遺方大目安」による
注「定銀」とは藩札銀のことを意味する。

陥を補うものとなっている。文化二年、同四年においては、「江戸元ノ方其外跡役内御遺料不足相立候ニ付同筈前渡」として、前年度に前渡された銀米を返済するために支出されたもので、文化二年では銀八百貫余、米一万三千石余、文化四年では銀千三百余、米一万五千石となっている。これらはいずれも特別支出であるため返済が義務づけられていた。文化九年の場合は、大坂上米方に不足が生じ、それを補填するために特別支出として文化八年に支出された米二三、八四六石の返納用のものである。これは天保五年の場合も同じで、特別支出の返済用として米三万一千余石が支出されている。

以上のように、米支出が多かった年は、貸与米の棄捐かまたは特別会計借用米の返納によって、大量の米が支出

(八)

されており、それが前記各年度において米支出量がふえている要因であった。

棄捐用が明和と天明期に、返納用が文化期以降に多い。特別形態での支出がかなり頻繁であることからして、文化期と天保前半期は、米消費部門支出状況からみても極度に逼迫していたことがうかがえる。

II 江戸 大坂 京都 深堀 長崎各役方における銀米遺料の状況

藩政運営上からして、領域内における諸事項を処理するために諸役方が設置されていたが、領域外においても、江戸、大坂、京都、深堀、長崎に役方が置かれていた。

江戸では江戸元ノ方が設置され、江戸藩邸での諸事項を司ったし、大坂に関しては大坂納戸、大坂銀方があり、また上米にかかわるものとして大坂上米方が設けられ、京都、深堀、長崎にも役方が置かれて、その地の事情に応じた役務を遂行していた。

ところで、前記諸役方諸経費において、「大目安」では宝暦期から安政期にかけて支出額が明記されているのは、大坂納戸と深堀納戸だけであり、江戸元ノ方、大坂銀方、大坂上米方、京都納戸、長崎納戸の支出が計上されるようになるのは、天明元年からであるということを含んで、以下若干考察してみよう。

宝暦と安政期かけて各役方の経費状況について、各時期の特徴を比較的好くあらわしている年の様相をみると、表IVのようである。

宝暦期から安永期にかけて領外役方では、大坂納方と深堀納戸の経費しか分らないが、表IVよりすると宝暦期は、明和安永期よりも経費が多い。これが天明期になると、明和安永期における減少傾向から増加へと転じている。以後文化後期から文政前期にかけて増加し、文政後期から次第に減少していることがうかがえる。

しかしながら、この一般的状況は役方によってかなり異なっている。深堀関係経費は、文化後期以降減少することな

表Ⅳ 各役方の経費支出状況

		宝暦	明和	安永	天明	寛政	文化	文化	文政	天保	天保	嘉永	安政
		10年	5年	5年	6年	8年	2年	12年	6年	2年	11年	2年	3年
江戸元方	銀 (貫)				229	370	78	304	367	129	59	81	21
	米 (石)				76								
大坂銀方	銀 (貫)				412	457	511	1,122	796	766	772	509	419
	米 (石)				75								
大坂納戸	銀 (貫)	178	115	112	242	141	163	198	154	198	179	271	189
	米 (石)	232	95	120	108								
大坂上米方	米 (石)				895	1,293	1,528	2,432	1,738	1,473	1,452	1,218	1,249
	銀 (貫)				38	42	49	75	85	48	56	58	41
京都納戸	米 (石)				26								
	銀 (貫)	70	33	35	63	131	53	264	181	194	167	201	412
深掘納戸	米 (石)	1,436	1,061	1,364	1,697	1,525	1,602	2,630	2,246	2,512	2,759	3,969	7,804
	銀 (貫)				28	36	24	30	23	40	4	16	22
長崎納戸	銀 (貫)												
	銀 (貫)	593	487	436	696	649	627	607	602	656	693	737	564

各年の「御物成并銀御遣方大目安」による。

注 ① 銀米いずれも臨時費を含めた額である。

② 天明6年の「江戸元方」には「江戸米方」の経費を入れている。

③ 役方名称の変更にも関わらず、職務内容に大きな差がないものは、以前の役方名を用いている。

く増加し、また嘉永期にもふえ、安政期には急増している。幕末期における対外関係緊張状況の反映がここにみられる。一方江戸元ノ方の経費は文化二年に急増しているが、天保後期以後は著しく減っている。

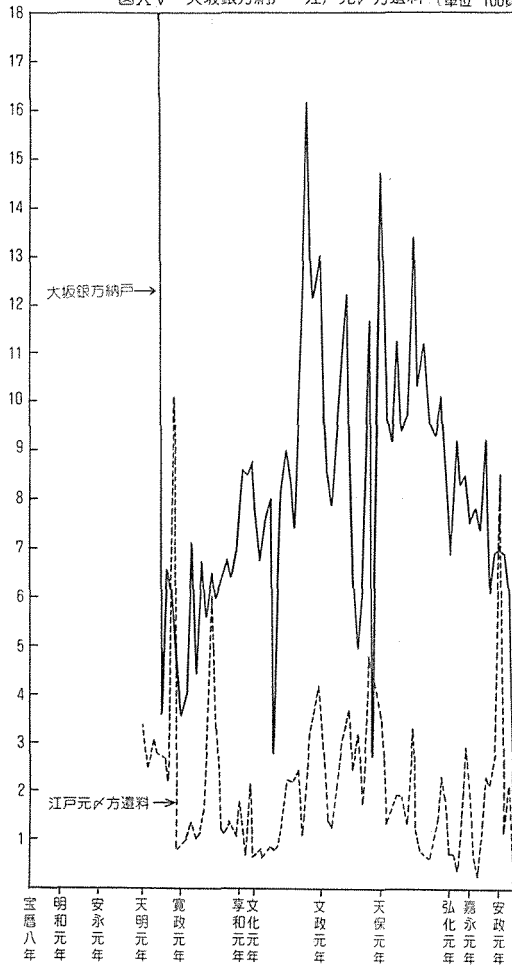
ところで、各役方別の支出構成の中で、銀関係では大坂における役方経費がかなりの比率を占めている。長崎納戸が銀四〇貫以下、京都納戸が銀一〇〇貫以下であるのに対して、大坂銀方と大坂納戸の合計経費は、ほぼ銀五百貫以上であり、文化後期には銀千貫以上になっている。藩領域内の諸事項を司る雑務会所の経費が、ほぼ銀六百貫台であることからして、大坂役方経費の大きさがうかがえる。これに大坂上米方に支出された経費を含めると、その比率は更に高くなる。大坂上米方経費は、長崎御番に関する深堀への米支出費と天明ノ文化期にはほぼ近似した額であるが、大坂上米方の経費を大坂銀方、大坂納戸に含めると、各役方経費のなかで大坂関係が最も多くなる。大坂とのかかわり合の重要さがここにみられよう。これは大坂での銀調達という機能からくるものであり、大坂での銀調達の成否が、江戸、国元の財政運営に大きく影響していることを反映したものである。

江戸、大坂、京都、深堀、長崎に関する役方経費の状況は、以上のようなのであるが、藩財政運営上で重要な役割を持つ大坂と江戸との様相を、もう少し詳細に検討しておこう。

図XVは、大坂と江戸の役方経費の年別変動を「大目安」より構成したものである。大坂役方経費は、大坂銀方と大坂納戸の経費を合計したものであり、江戸は江戸元ノ方（但し天明期は江戸上米方の経費を含む）の費用である。一見して明らかのように、文化文政期に著しく経費が増加している。

大坂銀方、同納戸方費は、天明期に銀二百貫台であるが、これが寛政期には四百貫台になり、文化初期に更に増えて七百貫台に達する。文化後期の場合、千貫台におよんでいる。この増加傾向は、文政期には時期に更に高まり、文化十四年には、一、三〇六貫になっている。しかしながら、文化文政期においては変動が大きく、安定的な経費支出の状況にない。天保期においては、前半期に経費増加の年があるが、後半期は次第に減少している。この減少傾向は弘化ノ

図XV 大坂銀方納戸・江戸元方遺料 (単位 100貫)



(一一)

安政期にも続き、嘉永安政期の段階では、銀六百貫合になり、寛政初期とほぼ近似した額になっている。

江戸元方経費については、文化文政期における増加という点では、大坂経費と同じであるが、天明末、寛政中期、安政初期に著しい増加があることで、若干動向を異にしている。

る。

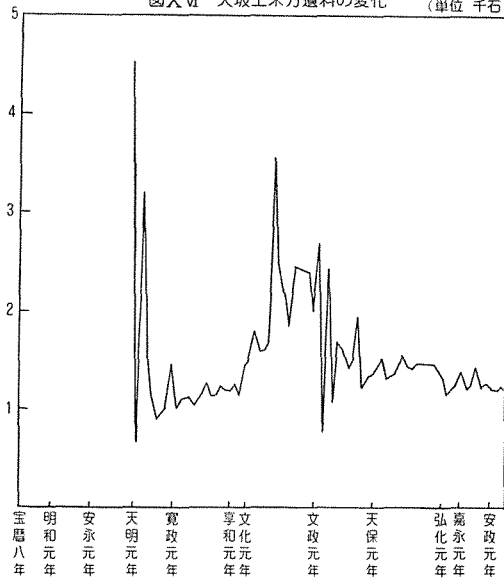
ところで、図Xには、文化文政期における遺料が大坂銀方、大坂納戸および江戸元方と共に著しくなっていたがこの傾向は大坂上米方についてもほぼ同じである。

大坂上米方遺料をみると図XVIのようである。

天明元年米四千五百石、同三年米三千四百石と、著しい遺料であるが、寛政期には、米千石から千五百石台に落ちついている。ところが、それが文化期になると増加し、文化七年には三千七百石になり、寛政期の倍以上の遺料である。

文化期は以後も支出が多く、ほぼ二千五百石前後の遺料になっている。文政期においては、文政四年に二千四百石と文化期の遺料に近似するが、それ以後は低下して千五百石になっている。天保期以後も、この傾向が続き千石から千五百石の遺料である。

図XVI 大坂上米方遺料の変化 (単位 千石)



とを基本としていたが、このような支出を特に要するようになっていたこと自体に、各役方の経費増加の状況があらわれている。

江戸元方其外への遺料不足によって、補填用として支出された額をみると、表Vのようである。

このように、大坂上米方遺料においては、天明初年と文化期の段階に多くなっていることがうかがわれる。これらの時期は、後述のように、いずれも大坂米穀市場で佐賀藩米切手騒動が起きたときであり、その対応のために多量の役方遺料になっている。

ところで、前述の遺料は、歳出の項目に明記されたもののみを示したが、この他にも前渡銀米があり、実際には、これ以上の支出であった。

文化十二年の歳入では「江戸元方其外役内御遺料不足相立候ニ付向役江之乞管前納」として銀三、一四〇貫余、米六三七石余が計上されている。江戸元方或其他の役方において経費が不足し、それを補うための支出になっている。この支出は翌年度に返納するこ

表Ⅴ 江戸元々方其外への前渡銀米

年	額		年	額	
	銀	米		銀	米
天明 元年	(貫) 151	(石)	文政 元年	(貫) 1,668	(石) 7,773
天明 7 年	32		2	1,694	699
8	6		3	2,204	620
寛政 2	131		4	6,522	14
3	96	184	5	1,664	11,209
5	8		6	3,981	1,618
6	427		7	1,436	2,376
7	215		8	5,909	2,436
8	90		9	1,090	2,674
9	116		10	2,245	3,048
10	54		11	1,372	3,506
12	90		12	1,370	4,972
享和 元年	54	19	天保 元年	421	4,641
2	135	3,026	2	491	5,317
3	586	9,764	3	61	5,598
文化 元年	892	13,640	4	169	5,121
2	1,163	2,622	5	64	5,564
3	1,368	15,069	6	144	6,425
4	1,836	6,460	7	361	6,520
5	312		8	495	6,688
6	21	7,528	9	56	6,613
8		24,846	11		1,681
9		1,471	12		1,856
10	353		13		4,144
11	534		弘化 3	340	
12	3,141	637	嘉永 1	28	
13	3,532		2	15	278
14	3,793		3	16	

(長野)

(一四)

各年の「御物成并銀御遣方大目安」による。

注 ①文化8,9年=「大坂上米方御遣料不足」

②文化10,11年=「大坂銀方御遣料不足」

寛政期までは、それほど額でないが、文化期に急増している。文化元年には銀八九二貫余、米一三、六四〇石余が支出されているが、これは「江戸元ノ方大坂上米方其外御遣料不足相立候ニ付向役江之乞筈前納」とあり、江戸元ノ方と大坂上米方などの不足費補填であることがうかがわれる。米部分は大坂上米方の補填用であるとみなされるが、大量の米補填を要している背景には、米穀市場における米切手の増発があったことをうかがわせる。文化元年より文化四年までは「江戸元ノ方大坂上米方御遣料不足」ということによるものであり、文化八年、同九年が「大坂上米方御遣料不足」、文化十年、同十一年が「大坂銀方御遣料不足」によるところから、大坂銀方、大坂上米方への補填が文化元年から同十一年までは、主になっていることがしれる。

役方への経費不足は文化後期には銀三千貫となり、文政期には、文政四年銀六、五二二貫、同六年三、九八一貫、同八年五、九〇九貫と多額になっている。そして、これらは江戸元ノ方や大坂銀方、大坂納戸への支出が大半であったとみなされる。天保期になると銀支出は減り、米支出は増えている。また弘化期以降においては、この種の支出は減り、役方運営が安定してきたことをしめしている。

以上のように、江戸元ノ方、大坂銀方、大坂納戸などへの補填状況からしても、文化文政期には支出が多く、この時期が藩政の面で極めて矛盾が激化していたことを反映している。

III 繰越銀米について

図IV・Vからして、「大目安」においては、前年度繰越銀米の比率がきわめて高いことをみたが、藩財政が極度に逼迫している状況にあつて、多額の銀米が繰越されている、ということについて検討しておこう。

「安永二年御物成并銀御遣方大目安」では銀一六、八五五貫九八一匁二分が残銀になっている。そしてこの残銀が翌年の「大目安」の歳入に計上されている。これのみからすれば、安永二年には多額の銀が留保されたことになるが、実

態は必ずしもそうでなかった。この残銀については、次のように述べられている。

口 達

銀壱万六千八百五拾五貫九百八拾壱匁二分

右者此節差上候安永貳年巳十月ノ同三年午九月迄之大目安向残銀と書載仕置候、右銀之儀御借銀御借居儲又諸渡方相滞候ニ付、役々ノ右滞銀高銀蔵江書出候ニ付、銀蔵目安前者余銀ニ相成候得共、一鉢者御渡不足銀ニ而御座候、大目安ニハ細碎書載難仕候ニ付、此段御達仕置候、

申十月廿一日

石井 縫殿

右の「口達」から明らかなように、残銀は「御渡不足銀」であるとしている。それは「御借銀借居儲又諸渡方相滞」によって生じたものである。つまり返納しなければならぬ銀が返納できず、その未返納銀が残銀になっているのである。

このような「口達」書は、安永三年、同五年、同七年にもみられる。安永三年の残銀は一七、六六八貫余、同五年は一三、一一七貫余、同七年は一四、七四四貫であり、いずれも多額の残銀になっている。

安永九年の「大目安」には、同年の残銀について、次のように記している。

残銀壱万三千四拾四貫五百八拾壱匁六分

但御借銀御借居并諸渡方滞銀其外相納候ニ付、御余銀之鉢ニ而御座候得共、右御渡滞銀丈ヶ者御不足銀ニ而御座候、次年大目安書載仕差上可申候、

前記「口達」と同じように、この残銀についても「御渡滞銀丈ヶ者御不足銀」としている。つまり残銀すべてが剰余銀でなく、未払銀も残銀の中に含まれているとの指摘である。

右は銀についてであるが、残米の場合も同じで、例えば、文化元年の残米について

残銀八千四百拾五貫六百八拾七匁貳分

米壹万九千九百貳拾三石壹斗五升壹合

但諸役之御遣料残借又御借銀御借居并諸渡方滞都而右之眞數次年目安書載仕可差上候、

とある。⁽⁶⁾ 残米にも「諸渡方滞」が含まれていることがうかがえる。

では「諸渡方滞」とは、どのような内容であろうか。

借銀米返済未納分が残銀米の中に含まれていることは、前記のことから明らかであるが、これについては、次の指摘が若干参考になる。⁽⁷⁾

御懸硯方々毎歳米貳百石宛代銀返上ニノ拜借被仰付来候処、文化五年辰ノ秋引請米代定銀拾八貫三百貳拾七匁余相納候処、右代銀以前ハ四ケ一正銀納、残之儀者定銀納相整来候付、定正之間銀一倍ニノ定銀三貫八百貳拾四匁余引合相成候由、

機密財政方である懸硯方よりの出米返納に関する指摘であるが、懸硯方よりの拜借米返納において、正銀と定銀つまり藩札による返納比率を定め、これに基づいて懸硯方に返納することになっている。このように、懸硯方より出された銀米には、返納を義務づけられていたものがあつた。

「諸渡方滞」には、このような懸硯方に返納すべきものも含まれていたとみなされる。しかしながら、「諸渡方滞」は、このような特別会計のみでない。例えば、天保元年「御物成并銀御遣方大目安」には「右之内御遣方」とする支出項目の中に、「銀米蔵前役内渡滞并舞笠引付之内渡」として、正銀二二四貫、定銀四五貫余、米二五七石余が明記されている。銀米蔵に関して支出すべき銀米が滞っていたことがうかがえる。それゆえ、この部分は前年以前の銀米収支においては、残銀米に含まれていることになる。「諸渡方滞」には、このようなものも入っているとみなされる。

以上のように、繰越銀米には「御借銀御借居」と「諸渡方滞」が含まれているため、財政上のゆとりから銀米が繰越されたのではないことをうかがわせる。では「御借銀御借居」などが残銀に占める比率は、どのようであろうか。

銀総収入に対して、繰越銀の占める比率が高かった時期の事例として文政八十二年、低い比率の事例に文化四年と七年、中間的事例として天明元年と五年を選んで検討してみよう。

表VIからも分かるように、天明元年と五年には繰越銀の銀総収入に対する比率は三〇と四〇%台である。また、文化四年と八年においては、主に二〇%台であり、文政八年と十二年では五〇%台である。

文化期は、繰越銀額が天明期のそれよりも多いが、銀総収入に対する比率は低い。また銀総収入から前年度繰越銀を差引いた額でも文化期が多い。つまり天明期は一万八千貫から二万貫であり、文政期は二万貫から二万八千貫になっているが、文化期は三万一千貫から三万六千貫である。このように、文化期は繰越銀を除いた銀額が多いにも拘わらず、繰越銀の銀総収入に占める比率が低い。

残銀形成の要因をみるために売米代銀と買入米代銀および借銀と借銀返済額との関係を見ると、表VIにもあるように売米代銀から買入米代銀を引いた差額銀は、年によって異なり一定していない。また借銀関係においても、借銀が多い割にそれほど返済未納になっておらず、借銀累積の傾向はない。その年の借銀額以上に返済している年もかなりみられる。それゆえ、残銀のなかに多額の借銀が含まれているとは必ずしもみせない。売米代銀から買入米代銀を差引いた額と借銀未返済額を合計したものを各時期別にみれば、時期的に特定化されておらず、各時期でも年々変動が大きい。そしてこの合計額の残銀に対する比率では、七〇%から九〇%におよぶ年もあるが、それらは比較的少なく、むしろ二〇%以下の年が多い。しかしながら、残銀形成において、売米代銀と買入米代銀との差額銀の占める役割が大きい年もあったことは、やはり米販売が重要な意義をこの部面においても持っていることを示している。売米銀と買入米銀の差額が大きい年は、図VIIからも知れるように、天明と寛政期、天保と安政期である。これは、それぞれ藩政改革が行なわ

表VI 支出銀、残銀の様相

(単位 貫)

年	銀総収入 (1)	前年度繰越銀 (2)	(2) (1)(%)	(A)	売米代銀 (3)	買入米代銀 (4)
				[(1)-(2)]		
天明元年	36,196	13,044	36.0	23,152	8,070	2,237
2	32,940	14,602	44.3	18,338	10,642	1,632
3	27,044	6,714	24.8	20,330	12,039	1,535
4	22,920	6,912	30.1	16,008	11,422	1,537
5	20,410	9,016	44.1	11,394	7,369	3,174
文化4年	39,123	10,952	28.0	28,171	9,995	6,528
5	40,187	8,972	22.3	31,215	9,308	4,215
6	44,960	11,379	25.3	33,221	7,031	2,738
7	50,327	17,399	34.5	32,928	7,854	5,620
8	53,411	17,387	32.5	36,024	7,943	2,017
文政8年	69,951	41,097	58.7	28,854	10,704	6,864
9	63,481	41,687	65.6	21,794	8,241	3,431
10	60,515	32,355	53.4	28,160	6,825	1,519
11	58,373	32,203	55.1	26,170	3,824	1,019
12	65,683	32,738	49.8	32,945	8,087	1,901
文化11	69,698	25,534	36.6	46,164	10,617	6,633
12	72,738	14,875	20.4	57,863	8,449	5,296
13	83,182	40,247	48.3	42,935	10,856	5,824
年	(B)	借 銀 (5)	借銀返済額 (6)	(C)	(D)	(D)
	[(3)-(4)]			[(5)-(6)]	[(B+C)]	(A)(%)
天明元年	5,833	9,907	13,204	Δ 3,297	2,536	10.9
2	9,010	5,319	9,821	Δ 4,502	4,508	24.5
3	10,504	6,724	10,861	Δ 4,137	6,367	31.3
4	9,885	3,003	5,548	Δ 2,545	7,340	45.8
5	4,195	2,702	3,627	Δ 925	3,270	28.7
文化4年	3,467	13,995	14,900	Δ 905	2,362	9.1
5	5,093	18,877	15,643	3,234	8,327	26.6
6	2,035	17,834	17,136	698	2,733	8.2
7	2,234	21,258	20,360	898	3,132	9.5
8	5,926	22,559	24,184	Δ 1,625	4,301	12.0
文政8年	3,840	8,813	6,151	2,667	6,507	22.5
9	4,810	10,558	9,971	587	4,810	22.0
10	5,306	15,746	17,377	Δ 1,631	3,675	13.0

(長野)

(二九)

11	2,805	18,485	15,873	2,612	5,417	20.7
12	6,186	20,590	21,911	Δ 1,321	4,865	14.7
文化11年	3,984	30,023	39,502	Δ 9,416	Δ 5,436	Δ 11.2
12	3,153	18,307	18,857	Δ 550	2,603	4.5
13	5,032	24,728	25,978	Δ 1,250	3,782	8.8
年	残 銀 (7)	(7) (1)(%)	(7) (A)(%)	(D) (7)(%)	銀支出 (8)	A (8)(%)
天明元年	14,607	40.3	63.1	17.3	21,595	93.2
2	6,714	20.3	36.6	67.1	26,226	143.0
3	6,912	25.8	34.0	92.1	20,132	99.0
4	9,016	39.3	56.3	81.4	13,904	86.8
5	8,112	39.7	71.1	40.3	12,298	107.9
文化4年	8,972	22.9	31.8	29.5	30,181	107.0
5	11,739	29.2	37.6	70.9	28,447	91.1
6	17,397	38.7	52.3	15.7	27,561	82.9
7	17,387	34.5	52.8	18.0	32,939	100.0
8	19,583	36.6	54.3	21.9	33,827	93.9
文政8年	41,687	59.6	14.4	15.6	28,263	97.9
9	32,355	50.9	14.8	14.8	3,125	142.8
10	32,203	53.2	11.4	11.4	28,312	100.5
11	32,738	56.0	12.5	16.3	25,635	97.9
12	31,659	48.2	96.0	15.3	34,023	103.2
文化11年	14,875	21.3	37.2	Δ 36.5	54,822	118.7
12	40,247	55.3	69.5	6.4	32,490	56.1
13	42,251	50.7	98.4	8.9	40,930	95.3

各年の「御物成并銀御遣方大目安」による。

れ、藩財政の収支においては一定の改善がなされたとみなされる時期である。また図1からうかがえるように、銀総支出においても、その前後の時期に比べて著しく減少していた。そして借銀関係は前述のように「大目安」の記載からすれば、宝暦～安政期にかけて累積する状況にない。それゆえ、天明～寛政期と天保～安政期においては、残銀形成に売米銀がかなりの比重を占めていたとみなされる。

このような残銀形成に対して、もう一つの形態がある。前述のような売米銀と買入米代銀の差額銀と借銀未返済額が残銀に対して占める比率が

低い年がそれである。この場合の残銀形成の特質を示すものとして、文化十一年から同十三年にかけての銀収支の様相を表Ⅳより検討すれば、以下のようである。

表Ⅳからして、文化十一年の残銀は一四、八七五貫である。それが翌十二年には四〇、二四七貫、十三年四二、二五一貫になっている。文化十二年の残銀は前年の二・七倍である。一方、文化十一年が極めて逼迫した財政状況にあったことは、銀支出総額が年度歳入銀(つまり表Ⅳの(A))の一・一倍の支出であり、また借銀が三万貫におよび、表Ⅳ中においてこの年度の借銀額が最も多いことからうかがわれる。ところで、文化十二年の様相をみると、銀支出が三万二千貫余で、前年よりも二万三千貫少ない。これに対して銀収入は三千貫ふえている。なかんずく年度歳入銀は一万一千貫増である。歳入における増加と歳出における減少ということから、文化十二年は十一年よりも残銀がふえ、それは四万貫におよんでいる。この限りでは、残銀が歳入の増加と歳出の減少によってふえる一般的事例にすぎないけれども、問題は年度歳入銀増加の要因である。文化十一年においては、その増加財源を「大目安」でみると「銀米蔵儲又引分方引付其外納」よりの銀二三、六〇六貫、米三八、一六一石であることが分かる。つまり特別会計よりの財政補填がある。他方、歳出減少に関しては、借銀が前年よりも一万二千貫へっている。

文化十二年の多額の残銀形成は、「銀米蔵儲又引分方引付其外納」による増銀と歳出減に基づくものであったことが、以上よりしてうかがわれる。この残銀によって文化十三年には、銀総収入に対する繰越銀の占める比率は四八％になっている。文化十二年のそれが二〇％であったことから著しい増率である。そして、表Ⅴの文政八年〜同十二年の状況からも分るように、銀収支に大きな変動がない限り、一度多くなった繰越銀は、次年度以降も存在するようになり、そのため銀総収入に対する繰越銀の比率が高いという状況が続く。これからして、残銀または繰越銀については、銀総収入に対する比率のみをみるだけでなく、その形成要因が何であるかを検討することが肝要であるということになる。これはまた、各年度の銀支出額が、年度歳入銀以上におよぶ年が多いということからも指摘できるであろう。表Ⅴにお

いてA(8)欄がそれを示しており、銀支出額が年度歳入銀の八〇%以上であり、文政八年などは一四〇%の支出になっている。年度歳入銀の四〇%も超過支出の状況にある。つまり繰越銀を除いた銀収入に対して、銀支出は過度の支出になっている。

註(1)天保七年の売米銀の多さの一因は、同年の売米米価の高値に由来する。天明三年の売米量は一三九、二四二石で、その売米代銀は一、〇三九貫であるが、天保七年は、売米量一、〇、五六二石、売米代銀一七、四七六貫である。それゆえ、米一石当りの売米米価は、天明三年は八六匁五分、天保七年一七三匁九分となる。天保七年の売米米価は、天明三年の約二倍の高値である。

(2)大坂銀方遺料の中で、天明三年は「大坂銀方役内跡役方之引送前其外納」の銀二、八三九貫と、文化十、十一年には「大坂銀方御遺料不足相立候ニ付向役江之乞管前納」の銀三、五三三貫、五三四匁を含めている。

(3)江戸米方経費の記帳は天明期だけであり、以後江戸元方方に統合されたとみなされるので、天明期には江戸元方方の経費に入れてある。

(4)「安永二年御物成并銀御遺方大目安」。

(5)「安永九年御物成并銀御遺方大目安」。

(6)「文化元年御物成并銀御遺方大目安」。

(7)「諸案文」文政三年。

五、売米量増加の要因

I 明和安永期について

図Ⅶにみたように、売米量のみを取り上げた場合、それが著しく増加している年は、天明元年、文化十一年、文政二年、同三年、同五年、同八年、同九年である。これらの年は売米量が十九万石から二十一万石になっている。時期的には、文政期に売米が多量である。このように売米がふえたのには種々な要因があると思なされるが、その解明の一端

として、幕府の米穀市場対策および佐賀藩と大坂米穀市場との関連をみておこう。

幕府は、享保十五年に大坂堂島の米取引において帳合米立合を認めて以来、米価対策上から米穀市場に関する規制を種々行なったが、宝曆期においては、米価低落を阻止するため囲米や廻米制限を行ない、大坂商人に対して用金を命じた。しかし、これらの措置のみでは初期の目的を達せず、また米穀市場も空米切手の増発などによって混乱の度を高めてきたので、宝曆十二年十二月には空米切手禁止を命じ、正米、帳合米取引の円滑化を計った。⁽¹⁾しかし一片の法令ではそれまで行なわれていた空米切手取引を止めさせることはできず、一層取締りを強化し、明和四年九月には宝曆十二年以前の空米切手の売買を禁じ、蔵屋敷より空米切手片附の相談があれば相對済ましにして、宝曆十二年令以前に発行されていた空米切手の処分を定めた。⁽²⁾更に安永二年五月には「此度諸家蔵屋敷切手米渡方相滞、訴出候へ者、吟味之上、御銀を以入替、右切手御取上ニ相成、滞候米高者、其蔵屋敷より公儀へ御取立ニ相成候積り被為仰付候ニ付」⁽³⁾と蔵屋敷よりの米払いが遅滞し出訴があつた場合には、その出訴人が所持する米切手を買い上げ、幕府は蔵屋敷に対して、米切手相当量の米を取立てることとした。ここに一片の法令から幕府の米切手処分に対する強制措置という段階になり、諸藩は従来発行していた切手の米量に相当する米穀を確保することが肝要になってきた。安永九年には米切手に関する取締りを一段とつよめた。借銀引当用に出した切手を調達切手とし、蔵米払出用の出来切手と区分して、後者の支払い遅滞の場合は幕府が入替金をし、前者の場合には「調達切手之方銀子返済不埒ニ候ハ、銀高多少ニ不限、都而六十日切銀濟被仰付、其上不相濟候へハ、国元方引当米積取、銀主へ為相渡」⁽⁴⁾と借銀の六十日以内の支払いと、不履行の場合は引当てた米穀量を国元より積登させ、それを銀主に渡すという措置をとることとした。

この幕府が出した厳しい政策のために、諸藩は米と銀子の調達に意を注がざるをえなくなり、また米切手所持の米穀商人や銀主は、紛争が生じた場合は奉行所に訴えるか、或はそれまで至らなくても藩と交渉することが多くなり、事態が深刻化した。このため、この両者間の紛議を調停すべき役割を負ったのが、後藤縫助殿の米切手改兼帯役の設置であ

った。これは、紛議が生じた場合、縫助殿に調停を依頼すれば、縫助殿が貸付、利息、返済状況などを調査して、借銀返済年賦の方法を講じるものであった。幕府は、この調停によって縫助殿が加印した米切手は、翌年米切手であっても流通を認める措置を、天明二年十二月にとつた。⁽⁵⁾

このような措置がとられたため紛争調停を求める気運が銀主に強くなったが、他方、藩側においては、これに拘束されることなく大坂に廻米された米を売却した。ここに縫助殿の調停もさしたる効果をもたなかったので、奉行所は紛争調停中の諸藩に払米を中止することを命じた。この払米中止の措置をうけた藩の中に佐賀藩が含まれていたという。⁽⁶⁾ そのため佐賀藩は縫助殿との協議が必要になり、また銀子引当用のために多量の廻米をせざるをえなくなった。

以上のような幕府の米穀市場統制下での佐賀藩の動向は、以下のようである。

安永七年の佐賀藩の大坂売米量は九六、二一〇石余である。同年の売米総量は一五八、三〇〇石余であるので、大坂で販売されたのは、売米総量の六三%に当たる。天明元年の売米総量は前述のように一六九、八九九石余である。この量は、安永七年より一万三千石ほど多い。図Ⅶからも明らかのように、天明二年以降は、売米量が次第に少なくなり、寛政四年のそれは、五四、六二七石余で、天明元年の三分の一程度にすぎない。かくして、安永期には売米が次第にふえ、天明期は逆に減少している。これは、米穀取引に関する幕府の措置に由来するところが大きいとみなせる。売米量がふえている安永期に、借銀が減少していることから、この売米が、空米切手の発行を禁じ、調達切手に相応する廻米を義務づけた幕府の措置にしたがって、廻米をふやしたものであることがうかがわれる。

ところで、前述のような幕府の米穀市場に対する取締り強化によって、諸藩と銀主との間に紛議が多くなったが、佐賀藩も銀主の出訴をうけかねない事態に追い込まれていた。

安永八年八月の状況について、次のように記されている。⁽⁷⁾

大坂浜方売過以之外事姦敷成立出訴にも可相及義当春以来毎度之儀候処、彼地役人中種々申延を以押送置候間、其内

押立候仕送有之候様連々懸合米候ニ付而出訴等相成候而者到而不容易儀ニ付一際之仕送無之而者不相叶候得共去秋無類之大損毛ニ而調達銀代米等尖之渡方不被相叶、其上大御物入之御年柄ニ付弥ヶ上無理成調儀打重り押立候調儀一向不相整候、尤少々宛者追々被差向候得共一舛売過米大総之儀ニ而中々不行届候、然如先月廿一日弥出訴仕候通相極候付猶又日延之儀役人中方も手を尽申談有之たる由候得共是迄段々仕送間違之末ニ而一向聞請不申及出訴候趣今般副島左衛門罷下申達候、右ニ付而者全部之銀高者過分之儀ニ而急ニ被及御手間敷候條、銀貳百貫目程早速仕向ニ相成候半者内濟仕、願下候通申談候道も可有之由申來、

安永八年春には、大坂での空米切手増発に対する件が問題になり、現米調達ないし空米切手の補償を求めて奉行所に
出訴されかねない状況にあったことがうかがえる。このため、佐賀藩は急遽上米または銀調達をせざるをえなかったが、領内が天災による損耗で疲弊しているため銀米の調達も思うにまかせず、また米を調達しても大量の売過米のためその米量では間に合わず、それがため米切手所持者は七月二十一日に出訴することを決めたと述べている。出訴されれば藩にとっては色々困難な事態になるとして、出訴延期を申し入れたが、これまでの違約続きのこともあって容易に承諾されない状況にあり、このため銀二百貫の調達が最底限必要になっている。

米切手所持者出訴の動きは、先述の幕府の米穀市場取締り強化に対応したものであったとみなされるが、この事態は、佐賀藩にとって、従来の米切手発行の在り方を手直しせざるをえないことであった。

出訴の件は、安永八年十月になれば、次のようになっている。

大坂浜方売過彥通及公訴候末、段々日延相願其内銀貳百貫目先達而相渡、跡銀貳百貫目之儀有無先月廿五日限相渡内
濟相整訴狀願下之通無之而不相叶、毎度日延相願候末ニ付而、右日限致違変危急之儀候へ者着銀不仕候ニ付彼地役人
中粉骨差部リ猶又石川清九郎、大塚十助より分而立入銀主共へ手を尽申談上銀当ニノ式百貫目致調儀浜方之者共江相
渡相残候所者早着米より請取候様相談漸く領掌仕内濟相整候ニ付、先月廿七日御奉行所江十助罷出以書付御届仕候如

兩御奉行所御立会ニ而被仰達候者未被及御吟味内ニ内済之儀申達候ニ付願之通被聞届候条、已後右躰之儀無之様被仰渡、浜方之訴願下ニ相成無別条相済候由、とある。

出訴が公にならないために、銀二百貫を調達し、また別の二百貫も大坂役方への着銀がないことから大坂役方が奔走して整え、そのうえそれでも不足する部分は、年貢米の大坂早着米で納めることにしたため、ようやく内済になっている。このため佐賀藩は大量の米を供給しなくなかった。この間の状況を米価との関連からみると、以下のようなものである。

明和安永期における借銀は、図Ⅱのようであった。つまり、明和期の平均借銀額は二五、七一貫であり、安永期のそれは一三、六九八貫である。安永期の借銀は明和八年よりも約八千貫少ない。この借銀が減った安永期に売米量が増加しているのは、米価が下落したことにより、明和期以上に多量の売米が必要になったことの影響もあるが、それのみでないことは、売米代銀と借銀の相関からして明らかである。

明和期の米価は「大目安」の記帳からすれば銀一〇〇匁当り平均一石七斗である。これが安永期は二石二斗四升になっている。安永期は、明和期に対して約三〇%の米価安値である。このため、一定の銀を確保しようとすれば、安永期は、明和期より多量の売米が必要になる。ところで、売米代銀と借銀返済額との関連をみれば、明和期の平均借銀返済額は二五、〇六八貫である。同期の平均売米代銀が七、〇四八貫なので、仮に売米代銀をすべて借銀返済に当てたとすれば、その寄与率は二八%である。また安永期についてみれば、平均借銀返済額一三、六一二貫に対して売米代銀平均は六、一八六貫なので、寄与率は四五%である。明らかに安永期の方が売米代銀の借銀返済に対する比率が高まっている。米価下落による影響も、この点では、それほど大きくない。

安永期は、このように借銀返済と売米との関連において、売米代銀の占める比率が高くなっているが、この点は、売

米代銀と買入米代銀の差、いわば販売差額銀の在り方をみてもうかがえるところである。売米が年貢米量以上であるため、年貢米量を超過した部分については、買入によったが、この買入米に費やした代銀と売米によって得た代銀との差を米販売に伴なう差額銀とした場合、明和期の平均は三、九二八貫、安永期は三、二九八貫である。明和期の方が差額銀が多い。この差額銀と借銀返済額との関連をみれば、差額銀をすべて借銀返済に当てたとした場合、その寄与率は、明和期が一五・六%、安永期は二四・二%である。この事例でも安永期がやはり高い。

以上のように、安永期は、米価下落にも拘わらず、大量の売米がなされ、それによって借銀返済に対する比率も高まっていた。これらからして、大量売米が行なわれたのは、幕府の米穀市場に関する一連の強行措置に対応したことによる所が大きいとみなせよう。これは借銀に関する紛議で、銀主側と調停がおこなわれた天明元年に、明和安永期を通じて最高の売米、つまり一六九、八九九石の売米があったことからもうかがえるだろう。

天明元年の売米の増加は、以上のように、銀主との紛議が縫助殿にもちこまれたために、引当米を供給しなければならなくなったことに要因があった。

II 文化文政期について

大量売米は文化末期と文政期にもみられるので、この折の売米量増加について検討しておこう。

文化十一年は、売米が二一五、九八二石になっている。文化十年のそれが一三八、七〇一石なので、約七万八千石も一挙にふえている。また文化期における売米平均を文化十一年を除いてみた場合、それは一三万五千石になる。それゆえ文化十一年の売米量は、前記平均の六〇%増ということになる。これからして、文化十一年の売米が著しく多いことがうかがわれる。売米量がこのように多量になったのは、文化十一年の肥前蔵にまつわる取付け騒動のためである。

肥前蔵米に関する不評が高まった背景には、久留米蔵空米事件があった。久留米藩は財政困難のため借銀返済が予期

通り進まなかつたので、米切手をもって借銀の返済に当てることを屢々行ない大量の米切手を発行した。そのため米切手の信用が低下し、切手所持者は正米支払を久留米藩に要求するようになった。この要望も容易に実現されなかつたので、切手所持者は町奉行所に文化十一年二月に出訴におよんだ。このことが大坂市中に伝わり久留米切手所持者は正米払を要求するようになり、その総額は四十二万石に達したといふ。⁽⁹⁾この久留米空米切手騒動から米切手を大量に発行している藩に対する信用が薄らぎ、それが佐賀藩にもおよび、佐賀藩の発行した空米切手は二十万余石に達し、久留米藩と同じく町奉行に出訴されそうになつたが、大坂浜方関係者が、当時久留米空米切手の件が取調中であり、願ひ出ても埒明くものではないとして出訴に及ばなかつた。この間の事情を「御触書之旨并浜方記録」は次のように記している。⁽¹⁰⁾

文化拾一年戊秋ニ至、屋敷藏勘定ニ而ハ最早出米ニ可相向分無之処、庭所ニ而之売買多分有之、追々出米ニ向ひ候之処、右等出米ニ可相向切手ハ無之筈ニ候得共、暫相調候間相待可申段被申間、其後不埒明、及公訴之米内濟、右出米ニ向ひ候分者、尾張屋嘉兵衛へ買取、其余応対切手之分者、代銀本元一割通宛毎春相渡、内ニ而年三朱半利足、引残六朱半元入ニ而相濟、石高凡三拾万石有之候由、

また草間伊助筆記にも、次のように記述されている。⁽¹¹⁾

然ル所十月廿六日方肥前藏も筑前同様、古米藏出し不渡リニ相成、騒動ニ及ヒ申候、尤当春已来筑後同様之義ハ、追々風聞有之ニ付、屋敷も甚心配ニて、種々厚配有之、既ニ八九月頃ハ発頭ニも及可申所、筑後ニ被仰付方如何と危踏、其節ハ御館入之もの共と御対談有之候て、余程切手買戻し、出米もわざと勝手次第藏出し可致と申ニ付、浜方市中気受も先宜ク取直シ、十月迄無難ニ有之候所、種々館入屋敷も内談有之候処、表向キハ七八万石程之風聞之所式拾万石程も空切手有之、迎も行々一チ時ニ出米ニ向ヒ申候てハ、最早仕方無之、尤筑後一件、此頃屋敷と浜方対談ニ相成り候例も有之、然レハ今公訴ニ相成候ても、対談ニ落候時ハ、出切手米も借財同様、年賦済ニ可相成との考ニて有之哉、前文之通、十月廿六日方出米不渡リ之へたりに相成、浜方市町入替両替又騒動仕候、然レども浜方始メ公訴之

義たとへ願出候ても、筑後一件相済不申内、又肥前之義強テ願出候ハ、筑後同様被仰付、然レハ願出候ても、埒の
明ク事にても無之と存込、急ニハ願出不申由風聞御座候、

久留米藩と同様に、佐賀藩も大量の空米切手を発行したため、町奉行所に出訴される寸前までなっていた状況が明らかになる。

この空米切手騒動がおこる文化十一年前後の売米、借銀、買入米などの様相を、以下にみておこう。

先述のように、文化十一年の売米量は二一五、九八二石である。文化十年が一三万八千石余、文化十二年が一四万九千石余なので、文化十一年の売米が際立っているが、その売米代銀は空米騒動のため下落した米価の影響を受けてそれほど多くない。つまり、売米代銀をみると、文化十年七、九六四貫余、同十一年一〇、六一七貫余、同十二年八、四四九貫余である。文化十一年の売米量は、その前後の年の四〇〜五〇%増であるのに、売米代銀の方は二〇〜三〇%しかふえていない。この要因が文化十一年の売米米価の下落にあることは、売米量と売米代銀とから銀一〇〇匁当りの米値段をみると明らかになる。文化十年の売米米価は一石七斗四升一合、同十一年は二石三升四合、同十二年は一石七斗七升二合である。文化十一年の米価は、その前後の年に対して約三五%ほど低くなっている。この米価低落が空米騒動によるのが大きいことは、肥後米や筑前米などさほど米切手が問題化しなかった米価をみてもうかがえる。

肥後米は、文化十年から十二年にかけて、十月期の相場は、文化十年六四匁六勺〜七五匁、同十一年六一匁〜七七匁一分、同十二年六一匁であり、また筑前米相場は、十年五八匁七分〜七〇匁五分、十一年六七匁四分、十二年五八匁になっている。⁽¹²⁾肥後米の文化十年から同十二年にかけての米価変動はあまり極端でなく、文化十二年は幾分高めになっている。また筑前米についてもほぼ同じような傾向である。須々木庄平氏が「堂島米市場史」で示している米価表において、肥後、筑前、中国、広島など諸銘柄米米価の平均相場を示しているのをもみても、文化十年六二匁二分、同十一年六四匁、同十二年六一匁二分である。⁽¹³⁾文化十一年の米価は、その前後の年に対して僅か〇・五%ほど高いだけであり、あま

り変動していないことがうかがわれる。このように、文化十一年の米価は一般的に変化が少ない。それゆえ「大目安」における米価変動、つまり文化十一年に三〇%も下落しているということは、肥前蔵の空米騒動の影響によるところとみなすことができよう。この点は更に「大目安」における買入米米価をみてもうかがわれるところである。文化十年の買入米は九九、〇二九石、同十一年五一、七七三石、同十二年六〇、一三一石で、この買入代銀は六、六四四貫、六、六三三貫、五、二九九貫であるので、買入米米価は銀一〇〇匁につき文化十年一石四斗九升、同十一年一石二斗八升、同十二年一石一斗四升である。それゆえ買入米米価は、文化十一年が十年に対して一六%ほど高くなっている。「大目安」からしても、文化十一年の肥前米相場は低かったことがしれる。

この文化十一年の佐賀藩空米切手騒動に対応した様相を「大目安」よりみると、以下のようなのである。
まず歳入においては、

(1) 一銀四百七拾壹貫八百貳拾四匁八分

米三万千八百六拾六石三斗貳升貳合

但銀米蔵儲又引分方引付其外納

(2) 一銀五百三拾四貫九百八匁五分

但大坂銀方御遣料不足相立候ニ付向役江之乞筈前納

というのがある。

(1)においては、財政補填のために銀四七一貫余、米三万一千余石が銀米蔵などから支出されていることがうかがわれる。また、(2)よりして、大坂銀方が空米切手騒動に対応したために多額の出費になって、遣方不足の事態が生じ、それを補なうため、銀五三四貫余が特別支出の形態で支給されているのが分かる。

このように大坂での空米切手騒動に対処するため、銀米が通常経費のほかに支出されているが、大坂銀方において使

った銀も多額におよんでいる。

(3) 一銀五百七拾七貫百八拾五匁七分

但大坂銀方御遺料坂部権左衛門渡

(4) 一銀三百拾貫四百八拾三匁三分

但大坂銀方臨時御遺料

(5) 一銀三百五拾三貫六百五拾匁五分

但大坂銀方跡内御遺料不足相立候ニ付渡方前

(3)は、大坂銀方の文化十一年における遺方であり、(4)は、その臨時費である。(5)は、文化十年において大坂銀方の遺料が不足し、そのため補填用銀が支出されたが、その銀を文化十一年に返納したものである。これからして、文化十年にも、大坂銀方は銀三五三貫の不足を生じるほど銀米問題に関して、多額の支費を余儀なくされていたことがうかがえる。

大坂銀方が文化十一年に使った銀は、(3)、(4)の銀と(2)の前渡銀からなり、それは銀一、四二二貫余におよぶ額である。大坂銀方遺料は文化十年が銀九一二貫、同十二年も一、一二〇貫といずれも多額であるが、それでも文化十一年の方が多。これからしても、文化十一年における佐賀藩空米切手騒動による影響の大きさがうかがわれる。

文化十一年の売米量の増加は、肥前蔵米に対する信用低下による空米騒動のため、それを鎮める必要からなされたものであることが、前述のことからして明らかであろう。しかしながら、大量の空米切手を発行せざるをえなかったところ、藩財政が極度に逼迫化していることが端的に示されているとみなすことができよう。このため文化十一年の空米騒動は銀主側との相対取決めによって済まされたが、それはあくまで弥縫的なことでしかなく、藩財政の破綻的状况は、すぐに露呈した。それが文政二―四年の大坂借銀方の借銀返済調達不能より起った騒動である。

文政二年の売米量は、二一三、三五二石、同三年のそれは二二二、〇六五石となっている。また文政五年は一九二、四三三石、同八年一八五、四七一石、同九年一七二、二二八石である。それゆえ文政期は売米量が多い。文化期に増加してきた売米が、一挙に急増した時期とみなすことができよう。このように、大量の売米が文政期に集中していることは、文化期よりも文政期が一層財政困難になっていることを示めすものであろう。

文政期の売米増加の背景には、大坂における銀調達のことがあるが、この間の事情を藩側の資料からみると、以下のようである。

文政三年十一月三日の「御意請」には、次のように記されている。⁽¹⁴⁾

大坂表之蔵古米切手既可及破処、役々格別之手配を以一先右一件者相鎖候得共当新方之御運最早術計相絶追々何等之御難事出来可仕哉難計、然節者早速御家老之内方出坂御仕組替ニ茂相成候半而相叶間舖、右者追々彼地之模様次第ニ者候得共、至其期差懸被仰付候通ニ而者急速之出坂相叶間舖時分柄諸手配必止と差支可申候付而者、兼而御家老出坂被仰付置方ニ而者有御座間舖哉、其通於被仰付何某可被差越哉此段奉伺候、

文政二年度に発行した米切手が空米切手になり切手額だけの現米調達が出来がなくなった折のことにふれている。この場合は、種々手配したため、これは大きな騒動までにならなかったが、現金調達がこのため困難になり、そこで銀主との交渉などのために家老が上坂することを大坂役方は求めている。

文政三年の古米切手の処理に当たったのが、大坂役方であり、その要請をうけて家老が出坂し銀主との話し合をすすめるざるをえなくなっている。

文政二年八月ごろの藩財政の状況については、次のように記されている。⁽¹⁵⁾

御相続向累年御差支之末近年御臨時之筋等打続大坂表御借財高莫大之儀ニ成立、江戸表御借金高も近年相増彼是御取防方等大総之御入用候処、御国方之儀も段々非常之義を被成尽候末ニ而一向目論見不相付、惣而年々御取箇丈ニ而之

御遣合出来兼過分之御不足而已相立至当秋御藏方御不足切忒拾万石余ニ相及如何共御凌之道無之事、江戸表不慮之御類焼言語道断之御行形ニ而、一統途方ニ暮罷在り(中略)大坂表其外御借財之筋等、一時ニ破立候通ニ而ハ御外響ハ勿論何連を何連と御凌可被成様無之義眼前之儀ニ而、最早国家之御浮沈ニ掛リ合誠以不容易御事御座候、藩財政が極度に行き詰まり、藏方における不足米が二十万石におよび、年貢米では到底賄えない状況になっていることを記している。

文政二年の米切手騒動に対応するために、大量の売米をせざるをえなっている。先述のように、文政二年の売米量は二一三、三五二石である。同年の蔵入地物成米量は九一、七九二石なので実に物成米量の二・三倍の売米になっている。しかも、この売米が緊急に行なわれたものであることは、売米米価の状況よりしてうかがえる。文政二年の売米代銀は七、〇三一貫である。売米量と売米代銀の関係から売米米価をみれば、銀百匁につき三石三升四合である。これは米一石が五六匁六分ということである。文政二年の米価を須々木氏の米価表よりとれば肥後、筑前、中国、広島各銘柄米を総合した年平均米価は四五匁六分とある。⁽¹⁶⁾佐賀藩売米米価の方が前記平均米価よりも約二割ほど安い。これからして佐賀藩売米米価は相対的に不利な状況にあったことがうかがわれる。この点は買入米米価との関係をみれば一層明らかである。

佐賀藩の文政二年の買入米量は一四二、七七七石であり、その買入代銀は八、〇八四貫である。買入米量と買入米代銀より買入米米価をみれば、銀百匁につき一石七斗六升六合である。これは米一石につき三二匁九分ということになる。この買入米米価は売米米価の倍近い値段であり、また前述の各銘柄米平均米価よりもかなり高い。

このように高価な米を大量に購入せざるをえないことは、購入する米価がどうであれ米自体を確保しなければならぬ状況にあったことによるものである。それが佐賀藩が発行していた米切手の調達米のために必要であったことは、米切手騒動に応じた売米であったことからして明らかであろう。これはまた売米代銀よりも買入米代銀が多いということか

らもうかがえるところである。文政二年の売米代銀は七、〇三二貫であるが、これに対して買入米に要した銀は八、〇八四貫である。買入米代銀の方が売米代銀よりも千貫余りも多い。「御物成并銀御遣方大目安」の各年度における売米代銀と買入米代銀の関連を検討しても、買入米に要した銀が売米代銀を上廻っているのは文政二年だけである。また買入米量が最も多いのも文政二年である。それゆえ、文政二年には大量の米調達に迫られ、米価の高低を考慮することよりも、先ず米の確保に努力せざるをえなかった状況にあったことがうかがえる。

大量の米調達と販売は、米切手騒動に対応したものであった。米切手騒動は藩財政逼迫のため、銀調達に要する米の確保が出来なかったことから生じたものであった。つまり空手切手になりかねない米切手に対する裏付けが緊要となり、大量の米を買い入れたとみなすことができよう。

III 銀主への対応形態

佐賀藩は、前述の米切手騒動に対しては、現米の調達に努力すると共に、その政治的解決として大坂町奉行の斡旋を求め、町奉行に強く働きかけている。⁽¹⁷⁾

大坂表御借財大総之儀ニ成立、如何共御凌道無之改談筋之儀も御大業之儀ニ而最初御趣意之通届兼居候処、江戸方御臨時打重其上米価下落旁ニ而仕向金等も其時ニ不行届、御国方之儀も打追極々之御半ニ而、大坂上来定石之仕向相整兼、彼是ニ而江戸方必止と差支、御下国之分も曲形ニ相整候位ニ而恐怖至極之儀ニ御座候、前断之通大坂大借ニ付而者、彼地町御奉行彦坂和泉守兼而御用御頼ニ付御借財一通永年賦其外格別御勝手宜被成様等者有之間敷哉且是迄御館入銀主共御借塞相成、此上一際出銀仕候之者無之ニ付而者彼地大家之銀主とも新に御引入等之道者有之間敷哉旁彦坂和泉守殿江極御内々御頼入相成度儀候得共、此事柄容易ニ手筈難相付押送相成居候処、彦坂和泉守殿御近縁彦坂美濃守殿此御方御館入ニ付去年御在府中極密談合相成候処、彦坂美濃守殿彦坂和泉守殿江御書通相成御心副も可有之旨

返答有之候由先般有田權之充江彦坂美濃守殿方御直書相達候由、右書面之内追々中山正親有田權之充間出坂御勝手通等相願候半者猶又御心配可有之由付、彦坂和泉守殿御同役荒尾但馬守殿御軼役ニ付、新役之御方江も水野様御手筋を者御沙汰ニ相成居候由、彼是之次第至極御塞儀ニ付而者右之者出府通坂之御兩御奉行殿江尚又打入遂示談何連都合能御趣意行届候通取斗候様被仰付方ニ而可有御座と吟味仕候、惣而御借財筋御形付振等差極被御頼入候方可然候得共、切手筋等先年取騒候時分と者引違彼是振合も相替居候得者、一先御奉行之意内承取其末現業之所ニ而者大坪忠太夫始彼地詰役々江引讓、右之者共請持万端趣意行届候通取斗候様着坂之上御借財之振合等精々大坪忠太夫始遂熟談宜取斗候様吟味仕其、通申達儀御座候、此段達上聞候、

藩財政逼迫の状況にふれ、大坂では出銀する銀主もいなくなったことを記し、この窮状を打開するために、借銀の永年賦償還を銀主に求める方策について大坂町奉行の斡旋を求めている。大坂借銀処理について幕府権力を利用しようとしているのがうかがえる。これは文化期における佐賀藩の空米切手騒動の経験より、銀主相手の示談においては、佐賀藩のみの力では十分に措置しえないので、より上級権力の活用によって事を処置せざるをえない、とみなしていたためであろう。

この度の借銀返済に関する措置では、借銀の永年賦、献上などの手段がとられたことは、用達などに出された文書よりしてうかがえるところである。

用達江嶋卯右衛門を「新御歩行召成」にした折の書状には、次のように記している。⁽¹⁸⁾

右者年来調達方別而出精一躰近年世上二統銀米不融通ニ而貸借之道差塞候処、身之失墜難涉之筋をも不相圧專御用弁之筋差含、江戸御向其外長崎御越等御急銀之時ニ抽自余出精殊去十月以後是迄調達高も正銀五百貫目余相及其上当御時節柄を相考頃日定金千兩献納仕、惣而去ル享和二亥年以來毎度不寡銀高献納仕御用弁一途差働彼是神妙之者付、調達銀が五百貫にもおよびながらも、度々献金を行なったので御歩行にするとしている。

用達に献金させたり、借銀の永年賦返済で逼迫した藩財政の改善をはかろうとしているが、事態は必ずしも藩執政者の意図通りに進行していない。

文政五年の状況について、次のように述べられている。¹⁹⁾

達上聞候
午九月廿八日分

当旅江戸方御借銀其外御取鎮用別段任向金三万兩被差向候半而不相叶然所當時之御半何分大金之仕向不被御行届尤右之内屯万兩程之所者、爰許扱又於大坂差續相成候様先般橋野市兵衛江含越候得共、残貳万兩之所者迎も不被及御手、右之内廉ニ而も爰元而已ニ而者何を以可被相備様無之甚以御当惑之儀候、就右御用達中其外調達銀一通之儀も毎々改談相成御無理ニ御無理を被重候末ニ者候得共、此節猶又格別御改正之旨申聞、当秋彼之者共引請米之内方無理ニ貳万五千石被御取戻大坂上米被相整候半者夫丈彼地融通も相付何程哉者御増借之道も可有之ニ付、右之甘を以前断江戸方仕向之内江四五百貫程下銀相成候通無之而不相叶、勿論其通於相成者当分爰許之融通必止と差塞反的年内之御運も相附不申儀者眠前之儀候得共、当今之所外ニ何連と可被御取計術計無之ニ付、乍御無理之事右之御取計被及義ニ付而者爰許之事情大坂表役々得と差碁向々江も及示談候半而不相叶、就而者右之者儀評議之次第等能吞込居候ニ付而者前断旁之趣被相舍早速立ニ而大坂被差越度、尤大坂表之儀も打追之末極々不融通ニ而迎も申談通可行届と者相見不申候得共、不余義も手を尽候半而不相叶ニ付、右之通遂吟味候様御相繞方相達候、右之次第ニ付而者申達候運被仰付方ニ而可有御座、右者奉伺筈御座候得共、別而急成儀ニ付其通申達候、此段達上聞候、

二万兩の調達に八方手を尽くし、銀主には借銀返済に關する約定の改談、大坂には上米を増して借銀額をふやし、江戸入用金のうち四百〜五百貫ほどを差し下す手配に苦慮している。

文政中期にも藩財政が改善されていないことは、文政五年の売米が一九万二千石余、同八年が一八万五千石余、同年一七万二千石余と依然として大量であったことからもうかがえるが、この藩財政逼迫に対して、藩執政者は借銀返済

や銀調達に關してかなり強引な措置をとり、借銀の一部を献上銀にさせたり、永年賦返済に切りかえることをおこなっている。

切米一五〇石、扶持米六五石を宛行うようにした大坂銀主中村次郎兵衛について、次のように記している。⁽²⁰⁾

大坂銀主中村次郎兵衛儀前辺方自余不双大総之銀高御用達罷在、就中旧年御家老出坂被仰付右之者江相懸頼談仕候処、此節格別御改正御仕組之儀致感服下地之差引等者其儘致置既二千貫目余ニ相及候銀高振替且鴻池其外御館入中も氣向引直候様格別致出精候処方御參勤方を始可也ニ御取続出来専右之者深切に差働抜群御用相立致而神妙之者ニ付、御切米式拾九石御加増被仰付方ニ而可有御座哉と遂吟味於江戸表奉伺、其通被仰出候付可申達之処、中村次郎兵衛儀兼々志願ニ者地行御切米百五拾石之外右之者一代御扶持米六拾三石悴六兵衛江別段御扶持米拾八石被下置候を取東御切米にして代々被為拝領度内々相願罷在候間、今一応遂吟味候様大坂表方申越候、前断之通抽自余格別出精御用相立此末迎も猶又被相頼候半而不相叶、御勤勞付而者格段之訳を以左ニ書載之通被仰付方ニ而可有御座哉、尤前断御切米代々被為拝領度相願罷在由ニ者候得共、其通ニ者難被仰付者彼内存之趣も有之由ニ候処、全躰不被御取散通ニ而者當時彼表御行迫之半向以銀請其外差支可申候付而者、父子各前にして如書載被為拝領方ニ而可有御座と旁吟味仕候、此段奉伺候、

大坂銀主中村次郎兵衛が、佐賀藩に対して多額の銀を調達していたことにふれ、借銀改談については銀千貫の振替を承認し、また他の大坂銀主にもそのように措置することを働きかけたとして切米二九石を加増するとしている。この中村次郎兵衛に対する佐賀藩の対応で注目させられるのは、中村次郎兵衛、同悴六兵衛に宛行われていた切米や扶持米を一まとめにして、その総額二六〇石を切米として代々拝領させるといふ態度である。切米二六〇石を銀主に宛行うことは、藩の禄給宛行上からして色々と問題を含むものであったが、それでも実行しようとしている。その理由に中村次郎兵衛の要求を拒絶すれば、以後の銀調達が困難になることをあげているところに、藩財政運営において、大坂銀主の協

力なしには運営ができない状況にあることを如実に反映している。

借銀を献上銀にさせ、それに対して扶持米を支給するという形態で借銀整理も行なっている。左はその事例である。⁽²¹⁾

京銀主中嶋利助親利助儀、年来御館入仕御急銀調達等抽自余出精格別御用相立候ニ付、御切米三拾石外ニ拾人御扶持被下置候処、去夏病氣差出諸向難相勤候付、悴江家名相讓利助と相改候間不相替御館入被仰付御扶持方之儀も同様拝領被下度旨存生中奉願置、当中嶋利助方も同然奉願候、前断之通御用相立候付御館入被仰付御切米三拾石被為拝領方ニ而可有御座哉と吟味仕、先達而奉伺、其通被仰出候付、申渡候様彼地申越候、尤御扶持方之儀者追々御用立候振合次第被為拝領方ニ而可有之と最前遂吟味候、然所大坂表之儀近年極々御差迫と相成右之者江之御借銀筋皆以無差引之姿ニ相成、殊ニ親中嶋利助存生中者勿論死後之儀も格別深切相働、毎々新出銀をも相整不相替出精仕、彼地ニ而者頼親切之者候処、此節御扶持方被相省気配相損候通ニ而者銀談筋等必止と差支候間、親中嶋利助同様前断御扶持方之儀も打追被為拝領度旨大坂より申越候、右之通当中嶋利助儀も不相替御用立罷在此末猶又出精仕候半而不相叶御勤勞ニ付而者、左ニ書載之通仰付方ニ而可有御座哉と今又吟味仕候、此段奉伺候、

京銀主である中嶋利助は、佐賀藩に貸付けていた銀をすべて献上し、なおその上に新出銀をも行なって佐賀藩の資金調達に協力している。このために切米三〇石と一〇人扶持を佐賀藩より支給されている。

佐賀藩の大坂での米販売に協力し、また米切手の買い戻しなどに尽力して、佐賀藩より扶持米を三〇俵から五〇俵に増加され、銀五枚を宛行われるようになった尾張屋嘉兵衛の加増理由をみれば、左のようである。⁽²²⁾

御扶持米三拾俵被

大坂銀主

相増都而五拾俵扱

尾張屋嘉兵衛

又毎歳銀五枚親代

之通拝領

右者祖父嘉兵衛親自策以來御館入被仰付置当尾張屋嘉兵衛義も御売米之駆引其外浜方之振合相考御為之筋相働殊律儀廉直之者ニ而既去夏当節切手御買戻一件格別御用相立候処、親自策儀病氣之末旧臘相果惣而去々卯春尾張屋自策儀隱居仕、悴嘉兵衛江家名相讓候付不相替御立入被仰付御扶持之儀茂同様被為拝領度奉願元五拾俵被下置候御扶持米を三拾俵者隱居尾張屋自策江式拾俵者尾張屋嘉兵衛江被為拝領候、其後乍隱居も尾張屋自策儀改談一件相働候訳を以毎歳銀五枚被為拝領置候処、前断之通相果候付而者右御扶持米三拾俵扱又毎歳銀五枚之儀ハ可被相省儀候得共、當時別而相働猶又御用立候者ニ御座候間、前断勤功ニ被相對尾張屋自策江被下置候御扶持銀米之儀当尾張屋嘉兵衛江被為拝領度由ニ付而、

このように尾張屋は佐賀藩のために、売米、切手買戻し、借銀返済についての談合などに努力し、そのため扶持米五〇俵が宛行われている。

文政五年に銀主に対する切米や扶持米の加増が行なわれていることは、米切手騒動や借銀返済に関する一件が落着いたことを示めているが、この度は銀主に対してかなり手入れを行なったことが、これよりうかがえる。それは更に銀主の手代に対する取扱いからも明らかである。次の事例がそれである。²³⁾

中原庄兵衛手代

鴻池源四郎

同 多藏

中村次郎兵衛手代

錢屋九兵衛

同 猶助

炭屋猶手代

右者去秋大坂表御仕与以来六軒銀主手代共迄御仕与筋申談相整切手取鎮其外ニ付而も弥ヶ上出銀仕万端主人ノ江直談等相成兼候儀者相談格別御用弁仕、いつ連も深切ニ相働此末連も猶又被相頼候半而不相叶御勤勞ニ付而、

大坂の銀主のうち六軒の手代が米切手を佐賀藩に有利に解決したことをあげ、また借銀についても努力したとして佐賀藩より賞されている。

以上のように、文政期において売米が多量であったのは、銀調達のために上米を多く要したことおよび裏付けが必しも確定できない米切手を大量に発行し、そのため空米切手騒動に発展する状況になりかねなくなっていたことなどのためであり、そのため大量の買米と売米が行なわれた。他方借銀によって藩財政の運営が困難になっていたため、その政治的整理に努力し、借銀の帳消しや永年賦返済への切換えなどを銀主に認めさせ、協力した銀主に切米や扶持米を増加するという措置をとっている。

以上みてきたように、宝曆期から安政期にかけて、大量の売米があったのは、天明元年、文化十一年、文政二年同三年、同七、八、九年であったが、このうち天明元年、文化十一年、文政二、三年の事情については、前述のようであった。

大量の米販売は、いずれも空米切手の補填策であり、佐賀藩発行の米切手が信用低下したために、現米調達が必要になり、その米量の確保と販売がなされたものであった。しかしながら、天明元年と文化文政期における大量売米は若干事情を異にしていた。つまり天明元年の場合は、幕府の米穀市場に対する取締り強化の過程で、佐賀藩の米切手に関する出訴問題を背景とした大量の米調達と売米であった。文化文政期の場合は、幕府の米穀市場統制に基づいて米切手騒動が起り、その対応のための大量売米というものでは必ずしもなかった。むしろ佐賀藩の空米切手の大量発行により形

成されたものであった。つまり文化文政期は銀調達のために大量の空米切手が発行され、その矛盾が露呈したものであり、藩財政逼迫に対する弥縫策の破綻であった。このように化政期に財政逼迫が一段と進行していたことは、文化十一年に佐賀藩の米切手騒動が起り、その対応で藩当局が苦慮せざるをえなかったのに、五年後の文政二年にも、また米切手騒動が発生し、大量の買米や大坂町奉行への斡旋依頼などに努力しなければならなかったことからもうかがえるところであろう。

この財政逼迫の改善策の一つとして施行されたのが、領民に対する諸賦課金の増徴であり、富札発行による益銀徴収であり、藩札増徴による社会的価値の収奪であった。

註 (1) 「大阪編年史」第一〇卷、一四〇—一四二頁。

(2) 同書、三一九—三二四頁。

(3) 「大阪編年史」第一卷、六八頁。

(4) 同書、三七四頁。

(5) 須々木庄平「堂島米市場史」二〇六頁。

(6) 「泰因院様御年譜地取」安永八年八月朔日（「佐賀県立図書館」蔵）

(7) 同、安永八年十月九日。

(8) 「大阪市史」第五卷九五五頁。

(9) 「大阪編年史」第十六卷五三—五四頁。

(10) 「大阪市史」第五卷九六二頁。

(11) 須々木庄平「前掲書」所収の「米価表」六四—六六頁による。

(12) 「御意請」文政三年十一月三日。

(13) 同、文政二年。

(14) 須々木庄平「前掲米価表」六九頁。

(15) 「御意請」文政三年。

(16) 同、文政五年。

(17) (18) (23) 同、文政五年。

(長野)

六 銀米増徴の様相

宝暦期より安政期にかけて、佐賀藩財政の状況は、文化文政期に最も逼迫の様相がみられたが、これに対して藩側は、収入増加策をとり、種々な賦課金米の増徴および藩札や富札の発行、をおこなった。その内容について、以下若干の検討をしておこう。

表VIは、安永期より天保期にかけて徴集された賦課金、藩札兌換益銀、講益銀などの内訳である。

万人講、千人講、勸化講などの富札発行による益銀が、文化中期から文政前期にかけて増加していることは、これらの時期に富札発行による収益増がめざされたことを示めている。

表VIにもあるように、万人講の講催しは安永初期にも行なわれた、それ以後暫く中断し、寛政元年からまた復活している。富札発行による収益増加政策が打ち切られていたのでないことは、この間に千人講が催され、銀三〇〇貫から六〇〇貫の講益銀をえている状況からして明らかであろう。

万人講の場合、寛政元年の再開時における益銀は三七貫で、寛政十年までの年々の益銀も銀九〇貫以下であり、それほど大きい額でない。それが寛政十一年には一三九貫となり、享和期から文化五年ごろまでは、ほぼ銀一〇〇貫の益銀をえている。そして文化六年においては、銀二八五貫と、それ以前に比べて約三倍近い益銀となり、以後文化末まで平均二五六貫の収益をえている。文政期になると、その収益は若干低下するが、それでも平均一一〇貫をえている。そして天保期は、また減少し五〇貫以下になっている。

勸化講の講立による益銀取得は、文化十年より始まっているが、この益銀は多額である。文化十年が銀一、二四五貫、文化十二年一、一〇三貫であり、文政五年までは、ほぼ銀千貫以上の益銀をえている。なかならず文政三年は二、五四一貫の益銀である。これを米に換算すれば、次のようになる。つまり「大目安」によれば、文政三年には佐賀藩は

表VI 各種益銀・人別銀・献銀米・間銀の内容 (単位 貫、石)

	万人講 益銀	千人講 益銀	人別銀	増俵銀	米筥 益銀	勸化講 益銀	間銀	献銀	献米	合銀
安永元年									(石)	
2	56									56
3	192							181		373
4	34			87				18		139
5	89		1,109	134						1,332
6				153						153
7				111						111
8		554	183	121	21			50		929
9		678		130	96					904
天明元年		594		112	105		261			1,072
2		608		115	96			91		910
3		532		169	15		247			963
4		270		148	5		181			604
5		356		174	163		219			912
6		408		154	132		368			1,062
7		288		202	301		310			1,101
8		79		156	163		535			933
寛政元年	37		374	146	164		348			1,069
2	44		260	142	73		286			805
3	34		364	143	186		275			1,002
4	45		463	41	357		384			1,290
5	44		348	181	120		415			1,108
6	54		388	183	154		353	181		1,313
7	74		334	142	117		383			1,050
8	86		376	137	153		581			1,333

(長野)

(三川)

9	71	380	172	137		571		1,331
10	78	461	179	204		778		1,700
11	139	498	171	188		647		1,643
12	89	489	181	219		777		1,755
享和元年	78	381	172	130		307		1,068
2	103	399	159	135		523		1,319
3	97	418	132	181		323		1,151
文化元年	84		154	217		316		771
2	108		150	170		597		1,025
3	91		144	169		135	900	1,439
4	104		133	153		30,076		30,466
5	118		166	175		758		1,217
6	285		155	158		650		1,248
7	360		215	177			2,323	3,075
8	341		204	138		1,232	2,351	4,266
9	326	1,846	179	293		1,101		3,745
10	226		155	498	1,245	56	150	2,330
11	289		165	553	989	489	2,014	4,499
12	176		245	131	1,103	1,754	849	4,258
13	231		211	95	1,067	1,338	466	3,408
14	104	1,252	195	117	1,144	1,114	718	4,644
文政元年	188	563	188	116	1,015	1,941	463	4,474
2	103	1,097	174	117	1,222		701	3,414
3	155	405	175	52	2,541		1,044	4,372
4	212	657	251	253	1,666	13,143		16,182
5	74	722	153		697	205	6,883	1,851
6	90	642	206	6	790	213	16,922	1,947
7	118	695	181	4	681	643	16,542	2,322
8	118		182	27	399	438	16,852	1,164
9	41		216	12	277	216	12,279	762
10	32		168	10	322	99	11,703	631
11			72	57	164	317	1,459	2,069
12			293	52	359	212	96	1,012

(長野)

(四四)

米を一二二、〇八二石売り、その売米代銀として銀七、二八四貫をえている。それゆえ銀百匁につき米一石六斗七升五合である。文政三年の勸化講益銀は二、五四一貫なので、この米価で換算すると四二、五六一石七斗余りになる。このことから文政三年には、勸化講の益銀によって米にして四万二千石相当をえたことになる。同年の年貢米が口米、反米を含めて九六、〇三八石なので、ほぼ年貢米の四割に相当する。文政三年における勸化講益銀は、文化期以降の時期の中で最も多額であったことから、勸化講の藩財政に占める役割を、他の年については、文政三年ほど強くみることは出来ないが、文化十年より文政五年までが、ほぼ銀千貫以上、文政六年以降においても、ほぼ銀三〇〇―三五〇貫をえていることから、矢張りその比重は無視できない。

ところで、万人講、勸化講などの富札発行によって益銀収得がめざされているが、領民の直接的負担による銀米獲得も講じられている。その一つが人別銀の徴収である。

人別銀徴収は、安永期にもみられるが、それは持続的でない。系統的な人別銀徴収が行なわれたのは文化十四年からであり、それは文政七年まで八年間続いている。徴収額も大きく、文化九年は銀一、八四六貫、同十四年一、二五二貫と銀千貫台におよんでいる年もあり、他の年もほぼ銀五百貫から六百貫の徴収になっている。

文政五年に人別銀賦課の問題が吟味されているが、それは次のようである。⁽³⁾

御相続向之儀極々之御詰合ニ而旅地方共大総之御借財と相成至当今何連と御運之道無之ニ付、甚不被相好儀ニ者候得共、無余儀御領中一統人別銀老入前定銀四匁宛差上候様取計候之段去秋達上聞候通御座候、然所最初遂吟味候砌迄者諸郷村豊作之間有之候処、追々風虫之災害ニ而及損毛就中中以下之者調違銀借又献金等上下一統猶又及難渋候半ニ付而者人別銀之儀被相除道者有之間敷哉重畳遂吟味候得共、前断之御行形ニ而御運之道無之銀配差一統難渋之半ニ候得共責前ハ員数相減定銀三匁宛差上候様取計候方ニ而可有御座与今又吟味仕左通申違候此段達上聞候、

この文言よりすると文政四年に人別銀を領民一人につき銀四匁を課すことが取り決められたことがうかがわれる。こ

それが藩財政補填のためであることは、借銀が多額になり、藩財政の運営が極めて困難になっているため人別銀を賦課するとしているところからも明らかである。文政四年の折は風虫災害のため人別銀は四匁から三匁に減らされたようであるが、それでも人別銀が課せられることは、領民にとって収奪を蒙むことであり、藩財政行き詰まりの矛盾が領民に転化されたことを意味する。しかも文政期に継続的に人別銀の徴収がなされていることは、文政期における藩財政逼迫の矛盾が、領民への収奪強化となってあらわれていることがうかがわれる。そして、これは家中や領民への献銀献米の強要が、文化中期から文政期にかけて進展していることからして明らかである。

安永期から天保期にかけて、献銀献米の状況を見ると、表VIにもあるように、安永期から文政期にかけて殆んどない。それが文化期になると行なわれるようになり、文化三年には、「御家中并村中郷村献金納」として銀九貫六七一匁七分が同年の「大目安」に計上されている。文化七年には、銀二、三二三貫の献金納となり、翌八年も二、三五一貫の献金をえている。文化十年から文政三年までは連年の献金があり、その額も銀四百貫から千貫に及び多額である。

献金が家中や市中郷村からの自主的な上納に基づくものでないことは、それが藩の出した米切手に対する信用が低下し、空米切手騒動となった文化十一年に銀二、〇一四貫とその前後の年に比べて著しく多いことからうかがわれる。

文政五年から文政十二年にかけては、献米が主となり、それも一万六千石から一万八千石とかなりの量である。この献米は「御入與御備御家中其外献米納」とあるように、將軍家齊の息女盛姫と佐賀藩主鍋島齊直の嫡子貞丸との婚姻に関する費用調達のためであり、三カ年にわたって毎年一万六千石の献米がなされている。世子婚姻に要する経費の調達を領内の献米に依存せざるをえないのは、それだけ藩財政が逼迫化していたゆえであると思なえよう。

文政九、同十年には、「諸郷石掛米納」として石掛米が徴収されている。文政九年は米三、六四一石余、同十年三、四八一石の徴収である。この石掛による徴収は文政二年にも参勤費調達のために家中に石掛銀の名目で課しているが、この年の石掛銀は、「文政二年御物成并銀御遣方大目安」では、石掛銀として計上されていない。同年には「御家中献

金納」として銀七〇一貫余が計上されているので、おそらくこの中に石掛銀の部分も含まれているとみなされるが、この石掛米が、文政九、十年に郷村にも掛けられていることは、領民の負担が増加したことを示めしている⁽⁵⁾とみなしえよう。

万人講、千人講、勸化講など富札発行による益銀取得や人別銀による直接的収奪および家中や市中郷村への献金献米の強要の状況についてみてきた。表VIには、これらの諸項目の他に行なわれた増銀策によるものとして米筭益銀、増俵銀、間銀納が示めしてあるが、このうち、増俵銀については、すでに別稿で検討したし、⁽⁶⁾また米筭益銀に関しては後にみるところなので、間銀納の内容を検討しておく。

間銀納は「大目安」には「銀藏役内其外両替間銀納」とある。それゆえ両替に關係した銀であることがうかがえる。また表VIにあるように間銀納が「大目安」に計上されるのは天明元年からである。天明元年は、米筭が発行された翌年なので、この間銀納は米筭とのつながりがあるようにみなされる。つまり米筭発行に際しては、米筭と金銀との兌換基準を定めたが、その折の兌換基準との關係で形成された銀であるかも知れない。しかし目下の所は必ずしもその実態は明確でないが、この両替に基づく間銀がかなりの額であることは注目される。天明期の平均間銀は銀三〇三貫、寛政期四八三貫、享和期三八四貫、文化期一、〇〇九貫、文政期一、九一〇貫となっている。銀三〇貫以上であり、特に文政期においては銀千貫以上になっている。文政期にそれ以前の時期よりも多額の間銀をえていることは、文政期に両替がかなりの規模で行なわれたことを示めしている。なканずく文政四年には銀一三、一四三貫の間銀をえている。この年が発行高が四〇万石に及んだ米筭流通の破綻をつくらうために、米筭買いあげ政策が出された年であったことから、両替が激しく行なわれ、それが多額の間銀になったとみなされる。

以上、富札や藩札発行による益銀取得、献銀献米の強要、運上銀増徴、人別銀徴収などによる藩財政の歳入補填の状況について検討してきた。これら諸政策は、領民に一層負担を加え苦しみを与えると共に、札発行による物価騰貴など

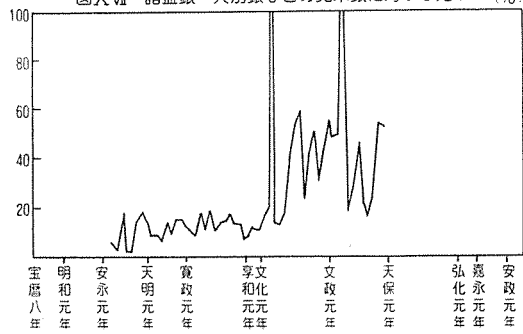
よって著しい弊害をもたらした。ところで、このような問題をもつこれら諸益銀、賦課銀は、藩財政の歳入面でどのような比重を持つものであつたらうか。

諸益銀、諸賦課銀を年度ごとに合計したものは、表VIに示めてあるが、それは化政期に著しく多くなっている。安永期から享和期は、銀千貫以下の年が多いが、それが文化期になると急速に増加し、銀三千〜四千貫になり、文化十一年には四、四九九貫におよんでいる。この傾向は文政前半期まで続き、文政四年は実に銀一六、一八二貫になつている。この年は間銀が銀一三、一四三貫あつたために多額になつてゐるが、この間銀を除いた諸益銀、米筈益銀、増俵銀の合計は三、〇三九貫になることから、やはり益銀や賦課銀の増加がみられる。このように化政期は、益銀や賦課銀の増加があるところから、藩財政窮乏化の打開策として、領内への収奪が強化されていことがうかがわれる。この領民の犠牲による銀增收は、藩財政運用においてどのような機能をもつたかを売米代銀との相関より検討してみよう。

売米代銀は、藩財政運営で基軸をなす部分であるが、この売米代銀に対する諸益銀や賦課銀合計の比率は、**図X**にあるように、安永期から享和期にかけては二〇%以下である。この時期においては諸益銀、賦課銀は比率的にはまだ大きな比重を占めていない。ところが、化政期になると、その比率はきわめて高く、三〇%〜四〇%に達し、文化八年、同十二年、文政元年、同十一年、同十二年には五〇%台におよんでいる。これらの年は、売米代銀の半ばに諸益銀と賦課銀の合計が相当する状況にある。

註(一) 講催しによる益銀徴収策が積極化するの、天明三年に六府方が設けられ

図XVII 諸益銀・人別銀などの売米銀に対する比率 (%)



その役方の一つに講方が置かれてからである。これについては、久米邦武「鍋島直正公伝」第一篇八二頁参照。

(2) 安永期における人別銀徴収は、安永五年、同八年にみられるが、その徴収理由が「年来御差支之末御借銀取鎮方其外物入多過分之明目ニ付、町家村津内江千貫目講相催、右ヲ以御相続之御達足ニモ相成候様吟味仕、其段筋々申付候処、一統困窮之砌ニ而甚及難渡候依之人別銀被相懸之旨被仰出」(「泰國院様御年譜地取」となっているように、千貫目講に替わるものとして賦課されている。

(3) 「御意請」文政五年。

(4) 久米邦武「前掲書」三二六頁。

(5) 「文政九年御物成并銀御遣方大目安」によれば、同年の石掛米は「御蔵入諸郷石懸納」とあり、文政十年の「大目安」には「諸郷石掛米納」とある。

(6) 前掲拙稿。

(7) 久米邦武「前掲書」第十三章参照。

七 米筭(藩札)発行とその影響

I 米筭発行の経緯

人別銀、増俵銀、講益銀、米筭益銀などの徴収が安永期より開始され、文化文政期に徴収額が増加していることから、化政期は、領民に対する収奪が一段と強化された時期であることがうかがえる。

安永期における人別銀、増俵銀徴集の経緯については、すでに別稿で検討したところなので、ここでは米筭発行の問題について、安永期から幕末期にかけての状況を検討しておく。

安永八年十月に米筭発行に關して、次のように述べられている。米筭発行の事情が理解できるので、少々長くなるが引用しておく。⁽²⁾

御蔵入銀米御相続之儀、年々臨時之御物入打重り至当今御目安莫大之不足相立言語同断之御行迫相成候、右之次第二

付而者非常之調儀等をも被仰付外無之候得共、町家鄉村之儀茂是迄調違等被仰付、其上當時節柄ニ付而日々過賄茂難相成者多有之殊ニ當時御領中金銀甚払底ニ相成候所乃弥手と自然与及衰微下々者勿論一統之困窮此節ニ行詰、第一者水損穂枯等ニ而及大損毛候鄉村江者早速過分之御救米をも被差出候半而不相叶、彼是御物入者相増候へ共、調違等出來立候道茂無之誠以苦々敷次第御座候、依之重疊之吟味仕候処、只今之通ニ而者御上下共不相立就中貧民など及飢渴候通ニも可相成哉難計、夫迎當御時節行直候通之御手当者不被相叶儀ニ付、此節新ニ米管を被差出金銀錢取交通用仕候通被仰付候半者御用茂相弁世上ニ流行仕候節者下々之潤ニ茂相成申儀ニ御座候、右米仕法之儀者米会所被相立米直段相極志石を上ニノ五合迄之小管被差出、右管御相続方乃証文を以借入役々諸渡方ニ相調、其外御領中之者共者於米会所管引替右を以當然之調物其外交易仕、左候而米管被差出候代銀ニ相当候高者正金銀ニ而米会所ニ被相備置金銀入用之者者何時ニ而茂引替候様被仰付候節者流行差支候儀無御座勿論右備銀さえ定夫ニ有之候得者米管丈ケ之金銀ハ空ニ流布仕儀ニ候得者、自然御領中金銀沢山ニ相成候道理ニ而一統之潤ニ相成可申儀御座候、然時者御備銀用意無之而不相叶候得共、當時之儀少分之儀茂不相整事ニ而候得者押立候御備銀決而出來立候道無御座候、右ニ付而者御領中上下ニ不限恚ケ月恚人銀式分七厘七毛宛人別銀被相懸候へ者、恚ケ年ニ凡銀千貫目程者相納可申候、右を恚ケ年三切ニ取立相納候節者一切納銀高凡三百貫目余有之儀ニ候、右を以米管之御備銀ニ被相用、向々無別条連続仕候節八年々御相続方乃御借入之利銀扱又米管引替之部銀米会所江相集御備銀手支無之積ニ候得者到其節御家中其外町家鄉村江茂拝借等被差出年々元利返納仕候上、元銀丈ケ者又々米管ニ而拝借被差出候節者、右之利銀彼是取束過分之銀高米会所へ相備義御座候、然者人別銀調違銀千貫目之儀、右之繰合を以十ケ年賦ニノ可被差返積ニ御座候、勿論先年茂人別銀被相懸又々右躰被仰付候得共纒之儀ニ而者差立諸民之難渋ニも相成間敷殊更此節之儀者十ケ年賦ニノ被返下儀ニ候得者強而下々之難儀ニ茂相成間敷、尤筑前久留米其外ニ茂米管之通用有之、年来丈夫ニ仕法相立候ニ付、只今ニ者他国取合之商売ニ茂致通用、久留米之米管等者御国之者共茂取遣仕趣御座候、扱又人別銀之儀茂隣国其外所々ニ年来被相懸來

候所も有之由御座候、然者壹カ年人別銀被相懸月割を以相納四ヶ月之納高三百貫目余有之儀ニ付、先右ニ応シ米筭被差出置追々人別銀月割相納候上ニ而夫丈之米筭被相増いつ連正金銀引替手支無之様定夫ニ仕法相立居候節漸々と御領中江相廻り候金銀相増一統之為ニ茂相成候筋ニ付右之通被仰付方ニ而可有御座と吟味仕候、尤其通被仰付候ハ而茂大總之御不足中々半分茂備合申儀ニ而無御座候得者何分急ニ吟味不行届候條、追々可申上候得共先以此般請御意候、米筭発行の状況が述べられているが、藩財政が逼迫し、また領民も困窮して領内の金銀が払底しているので、米筭を發行し金銀と取り混えて流通させれば領内の潤いになるとしている。そのために米会所を設けて米筭を發行し諸物交易に際しても米筭を使用すれば、それだけ金銀を使用しなくて済み、領内の金銀が潤沢になる、と説いている。しかし、米筭が流通手段、支払手段として円滑に運用されるためには、米筭の信用度が高いことが肝要であり、それには米筭の正金銀との円滑な兌換が必要である。いわゆる胴銀が米筭発行額に対して十分にあることが欠かせない。この胴銀の調達は、領民に対して人別銀を賦課し、その徴収した銀を当てようとしている。一人に銀貳分七厘七毛を課し、一カ年に銀千貫目を集め、これを胴銀にするのである。胴銀を領民から徴収した人別銀で当てるということは、領民への収奪強化にはかならない。そして米筭が發行されれば、それを領民に貸付けて、利息を徴収して一層の収益をえることが目論まれている。

米筭発行が、隣藩の久留米藩や筑前藩の藩札の状況をみてなされようとしていることは、文中にもうかがえるが、この米筭が發行されれば、領民にとっては一層負担が増えることになる。それは胴銀に必要な資金を領民から徴集した人別銀で賄い、米筭の信用度を保つことを目差していることに端的にみられる。米筭のような藩札は、必然的に増発され、胴銀が十分に調達できないこともあって価値下落を招き、その所持者は大きな損失を蒙むことになる。一方物価は騰貴し、領民の生活は一層困難になる。いわば社会的価値収奪による影響をうけて、領民は苦められることになるが、藩はこの米筭発行を強行していった。

米管仕組方を設けて彼局の体制を整え、米管用の印判と板木を作成していく一方、胴銀に当てられる人別銀の賦課を領内に布達する。安永八年十一月には、人別銀賦課について次のような布達が出された。⁽³⁾

年来御差支之末、江戸上方其外大総之御借銀成立、右御取鎮一通其外御物入多過分之御明目ニ而必止と御行詰、其上臨時之大御物入も相見へ旁參道無之ニ付、一際御達足ニ相成候儀重々御吟味有之候得共、御家中之儀大御馳走米之上老部半銀等差上極々困窮町家之儀も先納調達等仕たる未到而及難儀罷在候処、今又調達等可被仰付様無之依之当年より来子九月迄御領中上下旅詰共一統ニ人別銀左之通差上候様、尤先年六ヶ年之間人別銀差上候様被相違置候得共、下々及難儀候処より二ヶ年差上候分ニ而一先被差免置候、乍然当節之御差支極々之御行詰ニ付而者今老ヶ年之処無拗右之次第候条、此節之人別銀何卒致出精別而納方難相成者江者一町一郷一津申談内々救合を以相納貧窮之者難儀不及候通可取計候、尤右之通ニ付而者市中鄉村津内江先納躰之儀者被相懸間敷候一統之時節柄ニ者候へども御上御連続之道不相立候而者下々之安堵ニ不相成事ニ候条已下々迄能々其旨を相考左ニ書載之通全相納候様懇ニ可被相違候、藩財政逼迫の状況についてふれ、家中には御馳走米や一部半銀の上納をさせ、また町家には先納銀を出させていて、それぞれ困窮難儀しているので新調達を申し付けることも出来ないから、領民に人別銀を一様に課するというものがある。

人別銀徴収を強力な施策として行なおうとしていることは、その徴収方法からしても明らかである。人別銀賦課に關して、次のように布達している。⁽⁴⁾

- 一 人別銀之儀当年者老人ニ付銀九分ツツ相納候事、
 - 一 来子年正月より九月迄老ヶ月老人ニ付銀二分五厘宛相納候事、
- 但当年分十一月廿日限、来年三限限取立ニ春者三月十五日限、夏者六月十五日限、秋者九月十五日限之事
- 一 右之通ニ者候得共、市中鄉村津内之儀者大庄屋別当一懸り々之人數へ前条割合、懸り前銀高太庄屋別当津別

当江被相任儀候祭、有徳貧窮を見計一町一郷一津申談救合を以可相納候、若其通申附候とも見捨候者候半者、其段致書載日限前急度可相違候、早速見分之上格別之調違被仰付儀候事、

人別銀を一人につき安永八年分は銀九分づつ、翌年は一カ月に一人銀二分五厘を賦課するとしている。そしてこの賦課と徴収は農工商民の場合は大庄屋、別当の責任となっている。安永八年には人別帳の仕立が間に合わないで「当春宗門差出目安之通」と宗門人別に基づく徴収とされ、翌年以降は「人別帳面仕立可差出候事」と人別帳の作成が義務づけられている。また人別銀徴収は家中に対しても厳しく行なわれ、大配分、待、手明鑑、御歩行、足輕給人などに対しても、賦課と上納方法が細かく指令されている。⁽⁵⁾

一 御親類御家老扱又御触内着座差出目安、前条日限之通米筥御仕組所差出、扱又人別銀家来方米会所被差立儀二候条、右之場所相納請取を取、御仕組所へ持出書替請取ニ引替相渡候事、

一 大組頭并組内着座一組く組扱方右同断、

親類、家老、着座も期日までに米筥仕組会所に納入することが命じられており、大組頭、組内着座の場合も同様である。侍、手明鑑、御歩行、職人、大工棟梁、坊主、足輕給人、手男、船手、出家、社人、山伏なども同じである。また人別銀が支藩の家中に対しても賦課されることは「小城蓮池鹿島家来人別納方手数前条同断之事」とあるよりして明らかである。

米筥発行に際しては、胴銀用資金として人別銀の徴収が肝要であるため、このように人別銀徴収の体制が整えられていたが、しかし、人別銀徴収は領内困窮のため、それを廃止せざるをえなかった。

廃止の触達には、

大殿様御不例被成御座候ニ付、下々及難儀候躰之儀無之一躰困窮之時節ながらも何卒氣安仕候筋吟味有之候様被仰出候、右ニ付而者人別銀等被相止度候へども最前被相違置候通莫太之御不足ニ而何分ニも被差免候參道無之候、乍然此

節格別之御賢慮を以右之通被仰出たる儀ニ付、来正月ノ人別銀者被相止候、尤当年分之處者相収候半而者外ニ御繰合之道無之候條、右之趣筋々可被相違候、以上、⁽⁶⁾とある。

人別銀は廃止されるようになるが、安永八年度分だけは徴収するとしている。

人別銀は、安永八年には銀一八三貫徴収されたことが表VIにもあらわれている。そして文化期までは徴収されていない。これよりして、人別銀は米筭発行の年である安永八年以後暫く徴収されていないことが明らかになるが、人別銀が米筭発行に際しての胴銀用資金にあてるべきものであっただけに、米筭が発行されれば胴銀の十分な確保なしの発行ということになり、発行当初から米筭の信用度は低いものとならざるをえなかった。

このような状況にありながらも、米筭発行は強行されている。安永八年十二月には、米筭流通に関して、

米筭老石を上ニ下老升迄老石ニ付八拾文銀五拾匁ニ直段被相極、米筭相望候者へ者八拾文、錢百目米筭百老匁分相渡、米筭を以錢相望候者江者米筭百目分ニ九拾八匁相渡、尤正金銀之儀者時之双場錢数を以引替同前之儀御座候、右ニ付而者部銀老部御取納相成候事、⁽⁷⁾

とある。

米筭流行において、兌換率のことが規定されている。銀一匁を錢八〇文とし、米筭一石を銀五〇匁と定め、兌換に際しての錢と米筭、金銀と米筭の兌換率を取り決めている。

米筭発行が十分な胴銀の調達なしにすすめられているが、これに対しては、危惧する風潮もあった。それは次のような文面からもうかがえよう。⁽⁸⁾

当亥十月ノ来子九月迄御領中人別銀被相懸、右銀高御備ニ米筭被差出候御仕組ニ御座候処、人別銀之儀も当冬分御取納ニ相成、正月ノ者被相止之旨被相違然者冬分ニ相当候銀高凡三百貫目程ニ御座候得共、所ニより皆賦ニ相成候場

所も有之、其外到而貧窮之者其納方相調兼可申、殊更時節柄之儀候へ者相応之者儀も何角と難渋可仕、彼是を以者御目論見方過成相減可申哉、右ニ付而夫丈之御備ニ候得者米筥被差出候とも其詮有御座間敷、第一米筥仕組ニ付而者過分之御物入有之候尤銀高之米筥通用仕儀ニ候半者、右之雜費御凌之道も可有御座哉、只今之通りに而者何之所詮も無御座甚氣之毒相心得候、彼是ニ付而者人別銀納リ丈ケ之分やはり御座足ニ被召遣米筥仕立之儀者其儘ニ而先而御見合被置方ニ而者有御座間敷哉、一鉢米筥通用有之儀も御吟味之末相極置たる儀ニ而御見合被置候儀不容易儀ニ而も可有御座候へとも、御時節柄費之御雜作眼前之儀ニ付、此段致御達候條急度可被遂御吟味候、以上、人別銀による發行米筥に対する胴銀充当政策が来年よりは中止され、また当冬に徴収が予定されていた人別銀三百貫も十分に調達されておらず、一方米筥發行においては費用が多くかかり、胴銀不足の状況での米筥發行は益がないので、發行を見合せてはどうかとしている。

米筥發行に際して、胴銀の備えが十分でないため、發行中止の意見も出されているが米筥發行は実施されていた。安永八年十二月二十八日には、米筥と錢銀金との兌換比率についての規定が作成され、引替えの体制を整えている。安永九年三月九日には、「旧臘米筥被差出旨相違置候へとも是迄及延引居候処、今度市中其外江御貸付通用被仰付候」と米筥を發行し、更に細かい米筥流通に関する触達を出している。それによれば、

一 御城下市中其外者共へ米筥御貸付ニ相成、米筥裏ニ借主銘々名所書載印形いたし置候事、⁽⁹⁾
⁽¹⁰⁾と、米筥の城下市中や其他への貸付を行なう旨を明らかにしている。米筥貸付により、流通の円滑化と利息収得がめざされている。また流通促進のために、

一 諸役所一通米筥ニ而相納候様、尤御小物成所其外判屋包相成筋者是迄之通正銀ニ而相納候事、⁽¹¹⁾
と、小物成所などへの納入を除いては、諸役局への上納も米筥でもってすることを認めるようになっていた。

米筥は、年々新米筥との引替えを行なうことにしている。

一 米管所持之者霜月朔日より同十五日まで之内各所之者へ差遣引替候事、

一 米管返納之儀者霜月廿日限之事、

一 霜月朔日新米管被差出候事、

とあるように、十月一日より十五日までの間に新米管との引替えを行ない、旧米管の流通は十一月以降は認めないことにしている。⁽¹²⁾このように米管流通は、年々新米管と引替えられるため、一年流通をたてまゑとした。

米管は、安永九年三月に発行されたが、その発行高は、天明三年には四五、三〇〇石、同四年五万石、同五年六万石とほぼ天明期には五、六万石台であった。ところが、発行高は寛政五年以降倍増し、同年から寛政七年までには一〇万八千石の発行となり、同八年、同九年には一、一八千石、享和元年一、三〇五、五五〇石、文化元年一、一萬石という発行高であった。⁽¹³⁾

米管発行高の増加は、それに対応する胴銀備えがない限り、米管価値の低下をまねくが、藩が財政補填のために米管を運用しているため、その増発はまぬがれがたかった。

II 米管増発とその矛盾

米管の増発が、藩財政を補つたものであることは、文政期における次のような言及からもうかがえるところである。

御相続向従来御指文之末、近年打続様々大御臨時御入用筋相重いつ連と御取計之道無之、眠前御不興ニ而難被相替処、⁽¹⁴⁾方御後害打見居候事ながら其時々米管御作増等之御作略を以一果く被相凌来候処、藩財政補填のため米管発行がなされていることにふれている。

米管は安永九年より発行されたが、発行が胴銀の十分な確保なしに行なわれたことにみられるように、その信用度は

必ずしも高くなかった。ただ諸役所に対する上納金も米管で行なうことを認めたり、市中郷村への貸付をしたりして、米管流通の促進をはかったために、発行当初はそれほど問題を生じなかったが、前述のように米管が増発されていった段階では、色々な課題が出てきた。特に文政期には米管に反対する騒動も起りかねない事態にまでなった。文政四年四月には、次のように言及されている。¹⁶⁾

去暮（文政三年……注）以来米管之景氣格別相衰、世上何と一統相危踏、米管ニ而ハ米穀其外諸商売いたし兼、自然打追之儘被捨置候ハ、御領中端々々被騒来何等之儀等可致出来哉、惣而至当時候而ハ多分ニ石高御作増相成居候ニ付而ハ何時御難事可相発哉難計ニ付、予其備ハ被成置候通無之而相叶間敷と様々遂内評候得共、御買揚用胴銀定銀ニノ式万貫目余之銀高ニ相及候付、当時如形之御半何分御手配不届合至而不容易場合ニ成立居候儀ニ付、責而勸化講万人講御益銀等於店々切捨ニ相成当秋新穀出来立候迄御取押被置候ハ、何と哉御手管被相付義も可有之候条、米管之義致安心吃度通用いたし候様先達而一統被相触置候得共、格別其詮も不相見至近比候而ハ町家纒之店商売をも相止只様不穩模様成立候趣相聞候付而ハいつ連御仕法被相付候半而相叶間敷、

米管が定銀高にして二万貫におよぶ額まで増発され、そのため米管の信用通貨としての価値が下落し、領内での流通が困難になっていることをふれ、町家に於ても店を閉ざす者が現われ、このままの状況では騒動が起りかねないと指摘している。

米管は一升四〇文の換算をなすべく定められていたが、米管増発による価値下落によって、この定め通りには流通せず、文政三、四年の段階においては、一升一四一五文でない流通しなくなった。この米管の価値下落は一方では銀価値の暴騰となり、安永八年には銀一匁は銭八〇文と規定されたけれども、文政二年にはそれが二一〇文、三年末には三八〇文になり、銀価値は五倍近く騰貴した。¹⁶⁾このため米管に対して何らかの措置を講じざるをえなくなったが、文政四年四月段階では、それについて次のような策をたてようとしている。¹⁷⁾

當時米筈出来高四拾万石余、二付四百八拾文替ニノ代銀三千三百三拾貫目余之七八部通成共被相備候半而ハ容易ニ御手を難被相付候得共、斯迄之御詰り合ニ付而ハ、込も全分調達等中々被御行届義ニ無之候得者、無理押之仕法立ニ而ハ候得共、此節新ニ正銀預御仕立ニ相成右を前断銀高之七部通ニ正金銀三部通程取受右を以一般引替被仰付方ニ而も可有之哉、勿論是込も見越之事ニ而何分人氣相治可申哉第一御仕法被相立候跡替之処ハ人氣打合兼様々難被成義も可有之彼是至而御深察之節ニ相見候得共、此儘ニ而ハ必定騒動ニも可相及然節ハ米筈一向不通用ニ相成眼前及非命候而も可致出来最早御難事且夕ニ差追候ニ付而ハ、中々ニ右之通御仕法被相付方ニ可有之、然時者三部通之現銀且銀預之内ニも何程哉者胴銀被相備置候半而ハ通用不弁理不利ニ茂可有之、彼是を以正銀千三百貫目程ハ急速被相備候半而不相叶、

藩財政補填のために発行した米筈は、四〇万石余りに達していた。これは銀一匁四八〇文替えとした場合、銀三、三三〇貫余りに相当し、莫大な額になっていた。問題は、この大量の米筈発行にも拘わらず、兌換に要する胴銀の備えがないことであつた。このため正銀預りという仕法を講じ、そこでえた銀をもつて胴銀に当てようとしている。兌換に必要な銀三、三三〇貫のうち三割の胴銀を確保しようとし、また正銀預りの措置に必要な銀を含めると、それは一、三〇〇貫になり、これだけの正銀を是非確保しなければ米筈流通が極めて難かしい事態になるとしている。しかしながら、財政逼迫の折から容易に銀調達が出来がたい状況にあつた。この点については、以下のように述べている。⁽¹⁸⁾

去秋（文政三年……注） 御国江戸大坂三方共惣破之御場合成立候ニ付、非常之御差繰を以、無理ニ被御取続候末、至

当今銀米之融通極々差塞候得共、乍弥ヶ上御用達其外江重疊被相論押而調達申懸相成、尤其通ニノも未正銀三百貫目程一向目論見不相付、惣而旅地方銀主共ニも御相統向当時極々之御半ニ而胴銀御用意等難被御行届振合相心得可罷在然者此節仕法御取懸ニ付而者いつ連御側よ里も格別之御手副被成下候通無之而者一統承伏仕間敷旁ニ付被成義ニ者可有之候得共、格段之訳を以右三百貫目丈当秋新穀出来立候迄拜借被差出被下候道ハ有之間敷哉委曲最前及御相談

置候通ニ候、

文政三年には領内、大坂、江戸いづれにおいても財政破綻の状況になり、このため用達や領主に無理に調達をさせ急を凌いだことをふれ、文政四年には財政運営のためには、銀三百貫が是非確保せざるをえなくなり、その調達が困難なので内庫よりの出銀を求めている。

内庫よりの出銀を仰いでいることは、一般会計のみでは、財政運営ができず、極めて財政困難になっていたことの現われであった。

銀三百貫の調達が出来ない折は、米筥の流通が跡絶え、領内が不穏な状態になりかねない状況にあった。¹⁹⁾

一 一 一 二 月 末 比 米 筥 之 義 既 二 破 立 可 申 場 合 二 相 成 候 半 段 々 御 吟 味 御 改 正 之 御 仕 組 被 御 取 懸 候 響 を 以 格 別 不 騷 立 通 今 日 迄 八 相 鎮 居 候 得 共、 万 々 一 此 上 御 仕 与 不 相 立 杯 申 唱 米 筥 不 通 用 相 成 候 節 ハ 忽 チ 米 穀 を 始 諸 色 売 買 差 止 諸 方 押 買 押 借 等 二 而 方 々 騷 立 候 ハ、 米 筥 ハ 自 然 と 捨 り 共 可 相 成、 然 節 ハ 御 領 中 一 統 中 以 下 之 貧 民 是 迄 方 之 米 筥 而 已 を 以 日 用 取 続 罷 在 候 得 共、 反 的 飢 渴 二 可 至 一 般 之 事 末 々 連 も 御 救 助 之 被 成 道 無 之、 左 候 時 者 一 つ 連 も 及 非 命 候 迄 其 儘 可 罷 在 様 無 之 於 所 々 乱 暴 押 取 其 外 様 々 之 悪 行 移 合 何 等 之 騷 動 二 至 り 可 申 哉 誠 以 御 国 家 之 大 変 不 過 之 候、 右 之 振 合 二 付 而 ハ 最 早 此 場 御 猶 予 難 相 成 無 抛 火 急 二 御 仕 組 替 相 成 外 無 之 就 而 ハ 御 側 御 談 之 筋 ハ 何 卒 御 急 決 相 成、 右 二 准 御 手 配 一 刻 も 相 整 候 通 有 之 度 二 付、 今 又 此 旨 及 御 相 談 候、 以 上、

御相続方

と述べ、正銀調達が出来ない場合は、米筥流通が困難になり、場合によっては米筥が不流通になりかねない状況にあり、その時は領内は極めて混乱し、騒動も起きる恐れもあるとしている。

ところで、以上にみてきた文政四年の米筥に関する状況は、大量の発行によって価値下落をきたした米筥に対して何とな仕法を講じて、その破局的状況を救済しようとするものであった。それは発行された米筥四〇万石を正銀にて買いあげることを基本とするものであった。米筥四〇万石は銀一匁四八〇文替えとして正銀三、三三〇貫に相当するとして

いたが、これだけの正銀は財政逼迫の折から到底調達できず、そのため正銀買いあげの部分は三割とし、残り七割は秋の米販売によって得た代銀でもって買いあげるとし、それ迄の間は銀預証を米筭と引替えに出すというものであった。この三部買いあげ用の銀と銀預証発行に要する胴銀とに正銀一、三〇〇貫が是非必要であるとしており、この調達において銀千貫は用達は無理に申し付けてでも実現させるが、残り三百貫はどうしても調達の見込みがつかないので、内庫より出銀してほしいという主張である。米筭発行を継続することが困難になり、その回収を計らざるをえない事態にまで立ち到っている状況にあることがうかがえる。

この要望に対しては、次のような措置がとられている。⁽²⁰⁾

右之末左之通外向書取を以相達相成候事、今般米筭御仕法ニ付、御手許方正銀三百貫目程被差出度旨毎々相談相成候得共、御手許之義も極て被御差支何分ニも銀配之道無之候、乍然当時米筭之義不容易御場合成立居候処不被差出通ニ而ハ御仕法不相立、何等之御不興可致出来哉不容易御場合ニ付、乍御留守中重疊讃談非常之目論見相成御遣料之筋をも差明別紙目安之通此節被差出義ニ候条、返上期月之義被相極且引当之義いつ連現物同様之品差出相成候様、左候而前断之通御遣料取集被差出義候得ハ役筋諸渡方差支候節ハ其時ニ何程宛哉聊無遅滞御用弁不差支様可被相備、惣而右之次第者達上聞置事候条、返上其外違約等ニ不相成様急度讃談相成居候様

覚

御 側

一 正銀百八貫目

右者代米筭ニ而

一 同式拾五貫七百目余

右者定銀百三貫目余代辰秋返上銀代米買入銀滞前、但巳六月双場三百式拾文替

一 同拾貳貫目

右者現米七百俵二而

一 同三拾壹貫百五拾目

右者正金千兩之内五百兩代

ノ正銀百七拾六貫八百五拾目余

右之通被差出義候

以 上

御相統方よりの申し入れに対して、御側方は内庫も差支えているが、米箬対策のためには出銀も止むえないとして、正銀一七六貫余を出している。御相統方の要望金額が正銀三百貫であったことからして、御側方よりの出銀は、その半額程度であった。

米箬四〇万石の正銀買いあげ策は、米箬発行高の三割を正銀で買いあげ、残り七割を秋の米代銀にての支払いとし、その間は銀預切手を発行するというものであった。米箬の銀預切手との交換は文政四年の六月から七月にかけて行なわれたが、秋にいたって正銀の準備が前述のように整わず、米箬および銀預切手と正銀との交換ができなかったため、一〇万石の分引き米箬発行という措置をとっている。

これは旧米箬発行高四〇万石余を新米箬一〇万石と交換するという仕組であり、銀一匁を銭四八〇文替えという比率を立て、旧米箬一斗二升が銀預切手一匁つまり一一〇文に相当するとして兌換するものであった。それゆえ、旧米箬は新米箬の四分の一程度の価値にしか当たらなくなった。

銀と銭の兌換が銀一匁につき銭四八〇文ということは、安永九年の米箬発行時のそれが銀一匁につき銭八〇文であったことからして、銀が六倍におよぶ騰貴となったことを示めている。米箬一升は銭四〇文ということで通用させていたが、この銀価値の騰貴によって、米箬一升が銭六十七文にしか相当しなくなった。しかも、銀一匁につき銭八〇文と

いうのは藩の設定したいわゆる御建値段であり、現実の取引におけるそれよりも銀価値が低く設定されたものであった。市中郷村においては、銀一匁が錢六六〇文に相当したといわれ、御建値段との間には錢一八〇文の差があった。つまり、御建値段の銀価値は、市中のそれよりも約三割低いものであった。米筭増発によって領内内の物価が異常に騰貴した様相がここにかがえる。

文政四年の米筭政策は、新米筭の発行と、この新米筭と正米または正銀との兌換の見通しが一応ついたことで、米筭に關する信用を高める若干の効果をもった。これは兌換用銀の調達において、銀千貫は大坂での調達によって、また前にみたように内庫方からの臨時出資銀をえたことによってなされたものであった。

ところで、文政四年における米筭については、前述のような措置がとられたが、それは米筭増発による信用の低下と領内の物価騰貴という事態が深刻になり、米筭をそのままにしておけなくなったために実施されるものであった。藩札発行によって藩財政運営の補いとする手段が破綻したことを、これは意味していた。

表IVにもあるように、米筭発行に伴なう益銀は文政五年以後急速に低下している。

文政四年の「米筭方御益銀之内納」として納入されているのは、銀二五三貫一六匁二分である。これが文政五年には全く納入されておらず、文政六年においては、銀六貫七五四匁五分の納入となっている。以後、文政七年四貫余、同八年二七貫余、同九年一二貫余、同十年一〇貫余というような額である。文政後半期の米筭益銀は、文政五年の一〇%以下である。また寛政期から文政五年までの米筭益銀がほぼ銀百貫以上なので、文政六年以降の米筭益銀が急速に減少していることがうかがわれる。

この米筭機能の低下を補う手段として活用したのが、前述のような献金献米策であった。

註(1) 佐賀藩の米筭問題については、久米邦武「前掲書」第一編一七一―一七三頁、「佐賀県史」中巻三三五―二五二頁参照。

(2) (13) 「泰國院様御年譜地取」安永八年。

(14)～(15) 「日記」文政四年九月～同五年五月。

(16) 久米邦武「前掲書」第一篇三二八頁。

(17)～(19) 「日記」文政四年。

(長野)

(六三)